

平成 2 2 年度

法務省事後評価実施結果報告書（要旨）

平成 2 3 年 1 1 月

法 務 省

目 次

1	法務省の政策体系	1
2	平成22年度事後評価実施結果報告書（要旨）	
	(1) 一般事業	
	・ 社会経済情勢に対応した基本法制の整備	5
	・ 法務に関する調査研究	6
	・ 検察権行使を支える事務の適正な運営	7
	・ 矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進	25
	・ 保護観察対象者等の改善更生	29
	・ 医療観察対象者の社会復帰	36
	・ 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた 公共の安全の確保を図るための業務の実施	40
	・ 債権管理回収業の審査監督	51
	・ 人権の擁護	57
	・ 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理	58
	・ 出入国の公正な管理	59
	・ 法務行政における国際協力の推進	60
	(2) 成果重視事業	
	・ 登記情報システム再構築事業	76
	・ 地図管理業務・システムの最適化事業	77
	・ 出入国管理業務の業務・システムの最適化	78

政策体系

基本政策

政策

施策

I 基本法制の維持及び整備

1 基本法制の維持及び整備（事前規制型社会から事後チェック・救済型社会への転換，社会経済構造の変革に対応した基本法制の維持及び整備を行う。）

(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備（情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢を反映した犯罪事象に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，事後チェック・救済型社会の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。）

2 司法制度改革の推進（社会の複雑・多様化，国際化等がより一層進展する中で，事前規制型社会から明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り，自由かつ公正な社会を実現していくために，その基礎となる司法の基本的制度を抜本的に見直し，司法の機能を充実強化する。）

(1) 総合法律支援の充実強化（裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに，弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。）

(2) 裁判員制度の啓発推進（国民に対し，裁判員として刑事裁判に参加することの意義及び裁判員の選任手続，事件の審理・評議における裁判員の職務等の制度の具体的内容を周知し，裁判員制度についての疑問に答えることで不安等を解消すると同時に制度への理解を得て，裁判員裁判への主体的参加を促す。）

(3) 法曹養成制度の充実（高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。）

(4) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化（国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手段を選択

することができるようにするため、裁判外の紛争解決手段について、その拡充・活性化を図る。)

- (5) **法教育の推進** (法や司法を身近なものとし、自由かつ公正な社会の担い手である国民が法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身につけるとともに、裁判員制度を始めとする司法の国民的基盤確立の条件を整備するため、法教育の推進を図る。)

- 3 **法務に関する調査研究** (内外の社会経済事象を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。)

- (1) **法務に関する調査研究** (内外の社会経済事象を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。)

II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持 (犯罪被害者等のための施策及び再犯防止対策を含む。)

- 4 **検察権の適正迅速な行使** (国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により、社会の平和を保持し、個人及び公共の福祉を図る。)

- (1) **適正迅速な検察権の行使** (刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。)

- (2) **検察権行使を支える事務の適正な運営** (検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるように検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。)

- 5 **矯正処遇の適正な実施** (被収容者に対し適正な矯正処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を図る。)

- (1) **矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備** (研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図るとともに、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図る。)

- (2) **矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施** (被収容者の生活条件を含めた収容環境を維持することにより、国民が安全に安心して暮らせる社会を構築するとともに、被収容者の個々の状況に応じた適切な処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を図る。)

- (3) **矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進** (過剰収容に伴い増加する業務量に適切に対応し、かつ、矯正処遇の充実を図るために民間委託等を推進することとし、増員幅を抑制しつつ必要な要員を確保する。)

- 6 **更生保護活動の適切な実施** (犯罪をした者及び非行のある少年の社会内における改善更生を図るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。)

- (1) **保護観察対象者等の改善更生** (更生保護活動を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図る。)

- (2) **犯罪予防活動の促進** (犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。)

(3) **医療観察対象者の社会復帰**（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保し、医療観察対象者の社会復帰の促進を図る。）

7 **破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施**（破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。）

(1) **破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施**（破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。）

8 **団体の規制処分の適正な審査・決定**（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。）

(1) **団体の規制処分の適正な審査・決定**（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に際し、適正な審査及び決定を行う。）

III 国民の権利擁護

9 **国民の財産や身分関係の保護**（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。）

(1) **登記事務の適正円滑な処理**（登記事務におけるシステムの見直し等により、事務処理の効率化、システム関係経費の削減を図るとともに、国民の利便性を向上させる。）

(2) **国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理**（国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営することにより我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図る。）

(3) **債権管理回収業の審査監督**（債権回収会社について必要な規制を行うことにより、債権管理回収行為等の適正を図る。）

10 **人権の擁護**（国民の人権の擁護を積極的に行う。）

(1) **人権の擁護**（人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、もって人権が尊重される社会の実現に寄与する。）

IV 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理

11 **国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理**（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して、統一的に対処し適正な調和を図る。）

(1) **国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理**（国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。）

V 出入国の公正な管理

12 出入国の公正な管理（不法滞在者等を生まない社会を構築するとともに、出入国管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図る。）

- (1) 出入国の公正な管理（不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するため、新たな在留管理制度の創設に係る法令の整備を始めとする施策を行うとともに、我が国の国際協調と国際交流を推進し、我が国社会の健全な発展を目指す。）

VI 法務行政における国際化対応・国際協力

13 法務行政における国際化対応・国際協力（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力を適切に対応する。）

- (1) 法務行政の国際化への対応（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。）
- (2) 法務行政における国際協力の推進（法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供することにより、国際協力を推進する。）

VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営

14 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営（説明責任の履行、透明性の確保、人的物的体制の整備確立等を通じて、法務行政を円滑かつ効率的に運営する。）

- (1) 法務行政に対する理解の促進（法務行政を国民に開かれた存在にし、その理解の促進を図る。）
- (2) 施設の整備（司法制度改革の推進、治安情勢の変化に伴う新たな行政需要等により、十分な行政機能を果たすためには執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設の整備を行う。）
- (3) 法務行政の情報化（国民の利便性、行政サービスの向上を図るため、法務行政手続の情報化を推進するとともに、法務省で運用する情報システムについて、政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り、業務及び情報システムの効率化を推進する。）
- (4) 職員の多様性及び能力の確保（社会経済情勢の変動に適切に対応するため、職員の多様性を確保し、能力の開発・向上を図る。）

平成22年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成24年8月（平成23年度は中間報告） 担当部局名：大臣官房秘書課政策評価企画室，
民事局総務課，刑事局総務課企画調査室

施 策 名	社会経済情勢に対応した基本法制の整備 (評価書5頁)		政策体系上の位置付け I-1-(1)
施 策 の 概 要	<p>情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢を反映した犯罪事象に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，事後チェック・救済型社会の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。</p>		
予 算 額	平成22年度予算額：154百万円	評 価 方 式	総合評価方式
政 策 評 価 の 結 果 の 概 要	<p>〔民事関係〕 平成22年度に成立・公布された法律はない。なお，既に国会に提出した法律案のうち，平成22年度末時点において，成立・公布に至っていないものは以下のとおりである。 ○民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案（平成22年3月提出，平成22年6月廃案，平成22年10月再提出，継続審査中） ○民法等の一部を改正する法律案（平成23年3月提出）</p> <p>〔刑事関係〕 平成22年度に成立・公布された法律はない。 サイバー犯罪及び強制執行妨害事案に対処する「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」が，平成23年3月11日に閣議決定され，第177回国会に提出される見通しである。</p> <p>（評価結果の今後の政策への反映の方向性等）</p> <p>〔民事関係〕 国民の権利実現のために利用しやすい仕組みの形成や手続の迅速化・効率化に寄与できたものとするが，例えば，民法の債権関係の規定について，同法制定以来の社会・経済の変化への対応を図り，国民一般に分かりやすいものとする等の観点から，国民の生活や経済活動に関わりの深い契約に関する規定を中心に見直しを図るなど，今後も対応を必要とする課題は多い。これらに速やかに対応しなければ，様々な面で円滑な経済活動に支障を来し，国民生活に影響を及ぼすことになるため，これまでの取組も踏まえ，平成23年度以降においても，引き続き，民事基本法制の整備を進めていくこととしている。</p> <p>〔刑事関係〕 社会経済情勢を反映した犯罪事象に的確に対応することができる刑事基本法制の整備に一定の成果を上げている。 サイバー犯罪及び強制執行妨害事案に対処する前記法律案が閣議決定されているところ，今後の国会審議の状況を踏まえ，円滑な施行に努めていきたい。 企業の刑事責任の在り方については，両罰規定の漸進的整備とは別に，抜本的に見直す必要があるか見極めるべく，今後も引き続き検討することとする。</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）

平成 2 2 年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成23年 8 月

担当部局名：法務総合研究所総務企画部企画課

施 策 名	法務に関する調査研究（覚せい剤事犯者の再犯防止対策に関する研究） (評価書12頁)	政策体系上の位置付け I - 3 - (1)	
事業の概要	覚せい剤取締法違反を犯した者が初犯時の執行猶予判決をどのように受け止め、その後の社会生活でどのように再乱用に至ったかなどについて、実態調査及び意識調査を行い、再犯防止策の検討のための基礎的な資料を提供する。		
予 算 額	平成21年度予算額：2百万円	評 価 方 式	事業評価方式
政策評価の結果の概要	<p>本研究は、覚せい剤取締法違反を犯した者の再犯防止策を検討するための基礎的な資料を提供することを目的とし、外部有識者等で構成される研究評価検討委員会が研究評価のために設定した「研究評価検討委員会における評価基準」（以下「評価基準」という。）において、相当程度以上に効果があった（90点満点中63点以上）との評価を得ることを目標とした。</p> <p>再犯防止施策の充実が法務省の重点施策の一つであるところ、覚せい剤取締法違反は同種再犯に及ぶ者の比率が特に高い犯罪であることから、本研究は法務省の重点施策に関連するとともに、刑事事件記録等に基づく実証的・総合的研究であって、法務省以外での実施は著しく困難なものであり、研究の必要性は高かった。研究の手法、視点等もおおむね適切で効率的なものであり、その成果は、同時に実施した窃盗事犯者についての再犯調査の分析結果と共に、平成21年版犯罪白書の特集として公刊されて、大きな社会的注目を集め、また、法務省内における政策立案の検討にも用いられる有効なものであった。</p> <p>上記のとおり、本研究は、必要性、効率性、有効性の観点から高く評価され、評点の合計は81点であったことから、評価基準第3の3に基づき、「大いに効果があった」と認められ、覚せい剤取締法違反を犯した者の再犯防止策を検討するための基礎的な資料を提供するとの目的を達成したものと評価した。</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008	平成20年12月22日 (犯罪対策閣僚会議決定)	第2-2 刑務所出所者等の再犯防止

平成 22 年度政策評価書要旨

（法務省Ⅱ-4-(2)）

施策名	検察権行使を支える事務の適正な運営 （評価書24頁）				
施策の基本目標	検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるように検察運営の全般にわたって改善を加え，検察機能のより一層の強化を図る。				
取組内容	①適正な通訳人の確保のための対策として，通訳人に対する研修を実施する。 ②犯罪被害者等に対する対応を充実させるため，被害者支援員に対する研修を実施する。 ③検察活動の意義・役割を説明する広報活動を積極的に実施する。				
施策の予算額・執行額	区分	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予 算 額（百万円）	3,007	3,154	2,717	2,700
	執 行 額（百万円）	2,823	2,913	/	/
関係する法令、施政方針演説等（主なもの）	○犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第19条 ○犯罪被害者等基本計画（平成17年12月27日閣議決定） ・V-第2-3-(1)-イ 職員等に対する研修の充実等 「法務省において，検察官，検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施，犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣，矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施，更生保護官署職員に対する被害者支援の実務家等による講義，地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義・講演及び討議の実施など，職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り，職員の対応の改善を進める。」 ○犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定） ・第3-4-⑤ 国際組織犯罪に対する捜査体制の整備 「国際的な犯罪に的確に対処するため，通訳・翻訳担当職員の育成強化，有能な民間通訳人の確保等，国際組織犯罪対策の推進に必要な態勢を整備する。」				

測定指標	取組内容	指標 （通訳人セミナー参加者に対するアンケート調査）	実績値					
			20年度	21年度	22年度			
			別添1-1のとおり					
		目標値等	研修を有意義とする回答を90%超					

測定指標	取	指標	実績値
-------------	----------	-----------	------------

組 内 容 ②	(被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		別添2-1のとおり					
	目標値等	研修を有意義とする回答を90%超					

測定指標	取組 内 容 ③	指標 (広報活動の実施回数)	実績値					
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	目標値等	1,200回超						

施策に関する 評価結果	<p>目標の達成状況</p> <p>取組内容①について、平成22年6月3日から6月4日までの2日間、中央研修として、全国の地方検察庁から推薦された通訳人70名が参加する通訳人セミナーを実施した(別添1-2のとおり)。同セミナーでは刑事手続法・刑事実体法に関する各講義や通訳人と検察官との意見交換等を行うことなどにより、取調べにおける通訳に必要な知識及び技能の習得を図った。平成22年度における改善点としては、参加者を50名から70名に増員し、より多くの通訳人がセミナーに参加することができる機会を設けた上、セミナーを通して収集された内容等については、全国の検察官・通訳人に周知すべく、従来どおり、その概要を取りまとめて各庁に情報提供することとした。セミナー終了後に、研修の効果測定を行うとともに、今後の研修カリキュラム等の策定に資するため、研修参加者全員に対してアンケート調査を実施し、同研修に参加した70名中67名から回答を得ることができた。その中で67名(95.7パーセント)が、同セミナーについて「有意義である」旨回答しており、目標値である90パーセント超を達成した(別添1-1参照)。</p> <p>取組内容②について、平成22年11月26日、全国の地方検察庁から被害者支援員等80名が参加した被害者支援担当者中央研修を実施した(別添2-2のとおり)。同研修では、被害者支援をめぐる最近の動向や被害者保護のための諸制度の運用と実情、関係機関等と連携した被害者支援に関する講義のほか、外部講師である臨床心理士に依頼し、心理学の専門家としての立場から見た犯罪被害者との接し方についての講義を実施し、被害者支援員として必要な知識・技能の修得を図った。研修終了後に、研修の効果測定を行うとともに、今後の研修カリキュラム等の策定に資するため、研修参加者全員に対してアンケート調査を実施し、同研修に参加した80名中78名から回答を得ることができた。その中で73名(91.3パーセント)が、同研修について「有意義である」旨回答しており、</p>
----------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>目標値である90パーセント超を達成した（別添2-1参照）。</p> <p>取組内容③について、平成22年度中には、これまでの広報啓発活動を通じて培った経験やネットワークを活用して、検察活動の意義・役割について国民に正しく理解してもらうための広報活動を展開した。特に、検察官の日常的な仕事内容に関する説明を中心に広報活動を行い、一般市民から小・中・高校生に至るまで幅広い国民を対象とした。その回数は1,287回に及び、目標値である1,200回超を達成した（別添3参照）。</p> <p>こうした広報活動ではアンケートを実施することもあり、そのアンケートから広報活動に対する感想や国民の検察に対する意見等を知ることができる。広報活動に対する感想については、今後の広報活動をより充実したものとするための参考としている。また、検察に対する意見については、アンケート以外にも電話や投書、ホームページへの書き込みなどによっても寄せられており、これらの意見を検察運営の参考としている。</p>
<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>【目標の達成状況の分析】</p> <p>各研修後に実施したアンケートにおいて「有意義である」との回答が90パーセントを超えており、各研修員において、必要な知識及び技能が習得され、また、資質向上に役立ったと考えられ、検察機能の強化という観点から、本取組が有効であったということが認められる。また、中央で研修を行うことにより、全国均一的な能力向上及び統一的な情報の共有を図るとともに講師の時間や費用を最小限に抑えることができ、効率性も認められる。</p> <p>また、検察活動の意義・役割を説明する広報活動を、1,287回にわたり幅広い層の国民に対して実施したことで、国民における検察に対する理解が深まったといえ、有効性が認められる。さらに、裁判員制度広報啓発活動を通じて培ったネットワークを活用することや、全国統一的なパンフレットを利用し、職員が自ら説明を行う広報活動を実施したことから、広報活動が効率的に実施されたといえる。</p> <p>こうした取組内容を通じて、社会情勢に対応した検察機能の強化を図り、検察権の適正・迅速な行使のために必要な国民の理解や協力を得ることができたといえる。</p> <p>【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】</p> <p>国際化の進展に伴い外国人が関与する事件は依然として高い水準で推移している上、取調べの適正に対する社会の関心が高まっていることから、これら事犯を適正に処理するためには通訳の正確性・公平性が担保されることが不可欠であるため、全国統一的に、捜査手続における通訳の正確性・公平性を確保することが引き続き必要である。また、犯罪被害者等に対する保護の必要性が強く訴えられるようになった社会背景をもとに、「犯罪被害者等基本計画」において、犯罪被害者等に対する保護・支援体制の充実強化が明文で求められているほか、被害者保護法制が活用されるためには、様々な</p>

	<p>被害者等のニーズに応じて、きめ細やかに被害者等をサポートする人員の育成が急務である。そのため、今後とも研修及び研修後のアンケートの意見や要望を参考にし、更に効果的な実施方法を検討しながら、それぞれの研修を引き続き実施する必要がある。</p> <p>また、昨今、検察に対しては国民の厳しい目が向けられていると言える。そうした状況の中で、検察の使命や検察活動の意義・役割について、国民から正しい理解を得るためにも、これまで以上に、出前・移動教室などの検察広報活動を積極的に展開する必要がある。また、検察庁ホームページの充実を図るなど、幅広い層の国民から、一層の理解が得られるよう、より多様な広報活動を実施する必要がある。</p> <p>よって、今後も引き続き、検察が社会情勢の変化を適切に把握し、的確に対応できるよう、検察機能のより一層の強化を図るための施策を推進していく必要がある。</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>政策評価懇談会の知見の活用</p>	<p>1 実施時期 平成23年 7月26日</p> <p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要</p> <p>ア〔意見〕 施策の予算額の内訳、取組内容に対する予算額の具体的な内訳が分からない。 〔反映内容〕 各取組内容の予算額は、平成22年度予算において、通訳人セミナーは5,126千円、被害者支援担当者中央研修は6,659千円、検察広報活動は3,150千円である。 なお、本報告書に記載されている予算額は、他の取組に必要な経費も含めた当該施策全体に係る経費を計上しているため、各取組内容に係る予算額と本報告書記載の予算額は一致しない。</p> <p>イ〔意見〕 通訳人セミナーに参加しているわずか70名のアンケート調査を指標とすることで、通訳人のレベルが確保されているか、判断することはできないのではないか。 〔反映内容〕 本セミナーは、今年度（実施済み）で18回目となり、参加者の延べ人数は870名にのぼっている。本セミナーは、1回の研修で全国的に通訳人のレベル向上を図るものではなく、これまでの研修の積み重ねにより全国的に通訳人のレベル向上を図るものであり、単発的に行われた本セミナーのアンケート調査結果は、指標の一要素として位置付けている。 本セミナーの在り方については、これまでの成果も鑑みて、開催規模や研修内容について、改善に取り組んでいく。</p> <p>ウ〔意見〕 検察活動に関する広報活動において指摘されたことなどをどのように現場に生かしているのか。国民の意見をどのように反映させるシステムになっているのか。</p>
----------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>〔反映内容〕 「施策に関する評価結果」の「目標の達成状況」欄に，広報活動の活用状況を記載した。</p>		
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>○評価の過程で使用したアンケート調査等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通訳人セミナー全体及び各講義等についてのアンケートに関する調査結果は，刑事局公安課において保管している。 ・被害者支援担当者中央研修に関するアンケート調査結果は，刑事局総務課において保管している。 		
<p>備考</p>	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成24年度予算概算要求への反映内容】 旅費については単価の見直し，研修計画等については実施方法等の見直しにより，経費を削減した。</p>		
<p>所管部局</p>	<p>刑事局総務課企画調査室</p>	<p>評価実施時期</p>	<p>平成23年8月</p>

○取組内容①

通訳人セミナー参加者に対するアンケート調査

(目標値：90%超)

指 標	平成20年度	平成21年度	平成22年度
有意義とする回答の割合	95.4%	92.0%	95.7%
有意義とする回答数※	252	46	67
アンケート回答者数	44	50	67
参加人数	49	50	70

※ 平成20年度においては、実施された6コマの講義等の内容について、それぞれ「5」から「1」の5段階で回答を求める方式でアンケート調査を行っており、その結果を集計する際は、「3」以上の回答を有意義として整理した。本アンケートについてはセミナー参加者49人中44人から回答を得て、全6コマに対する回答数の合計が264、うち有意義とする回答数が252となり、有意義とする回答の割合が95.4%であった。

これに対し、平成21年度から、通訳人セミナー全体について「3」を「有意義である」、「2」を「どちらともいえない」、「1」を「有意義ではない」とする3段階で回答を求める方式でアンケート調査を行い、セミナー参加者50人全員から回答を得て、うち有意義とする回答数が46となり、有意義とする回答の割合が92.0%であった。

平成22年度も、同様の方式でアンケート調査を行い、セミナー参加者70名中67名から回答を得て、うち有意義とする回答数が67となり、有意義とする回答の割合が95.7%であった。

参考資料

別添1-2 平成22年度通訳人セミナー日程

別添1-3 「平成22年度通訳人セミナー」に関するアンケートのお願い

平成 22 年度通訳人セミナー日程

日程 平成 22 年 6 月 3 日 (木) ～ 4 日 (金)

会場 法務総合研究所第 1 教室ほか

月日	時 間	事 項
6 月 3 日 (木)	13:00	集合 ※第 1 教室
	13:10 ～ 13:30	オリエンテーション
	13:30 ～ 13:45	開始式
	13:45 ～ 15:15	講義(1) 「刑事手続について」 (裁判員制度広報用 DVD 上映含む) 刑事局付 (公安課) 刑事局付 (裁判員制度調査 P T)
	15:15 ～ 15:30	休憩
	15:30 ～ 16:50	講義(2) 「通訳人から見た捜査通訳の留意点」
	16:50 ～ 17:05	休憩
17:05 ～ 18:15	講義(3) 「通訳に関する具体的事例について」 刑事局付 (公安課)	
6 月 4 日 (金)	9:30	集合 ※第 1 教室
	9:35 ～ 10:35	講義(4) 「検察官から見た捜査通訳の留意点」 東京地方検察庁検事
	10:35 ～ 10:50	休憩 (各分科会会場に移動)
	10:50 ～ 12:00	検察官との座談会 分科会 ※ 1 班 (第 3 教室), 2 班 (第 1 セミナー室), 3 班 (図書資料室) 4 班 (第 4 教室), 5 班 (第 6 教室)
	12:00 ～ 13:00	休憩 (昼食)
	13:00 ～ 13:20	検察官との座談会 分科会 (午前の分科会から引き続き)
	(13:20 ～ 13:30)	(休憩, 第 1 教室に移動)
	13:30 ～ 14:30	検察官との座談会 全体会 ※第 1 教室
	14:30 ～ 14:40	休憩
	14:40 ～ 15:00	終了式 (解散)

別添 1 - 3

「平成 22 年度通訳人セミナー」に関するアンケートのお願い

この度「通訳人セミナー」に参加された皆様から、本セミナーに対する御感想や御意見、御要望を伺い、今後のセミナー等を一層充実したものにしたいと考えておりますので、御協力をお願いします。

なお、本アンケートに対する御回答は、平成 22 年 6 月 14 日（月）までに皆様の推薦庁に御提出されるようお願いいたします。

推薦庁 _____ 地方検察庁 _____ 氏名 _____

1 「有意義である」を 3，「どちらとも言えない」を 2，「有意義ではない」を 1 とした 3 段階で評価した上，該当するものを○で囲んでください。

(1) 本セミナー全体について

有意義である	どちらとも言えない	有意義でない
3	2	1

2 又は 1 を選んだ方は、その理由について簡潔に記載してください。

[]

(2) 講義(1)「刑事手続について」について

有意義である	どちらとも言えない	有意義でない
3	2	1

2又は1を選んだ方は、その理由について簡潔に記載してください。

[]

(3) 講義(2)「通訳人から見た捜査通訳の留意点」について

有意義である	どちらとも言えない	有意義でない
3	2	1

2又は1を選んだ方は、その理由について簡潔に記載してください。

[]

(4) 講義(3)「通訳に関する具体的事例について」について

有意義である	どちらとも言えない	有意義でない
3	2	1

2又は1を選んだ方は、その理由について簡潔に記載してください。

[]

(5) 講義(4)「検察官から見た捜査通訳の留意点」について

有意義である	どちらとも言えない	有意義でない
3	2	1

2又は1を選んだ方は、その理由について簡潔に記載してください。

[]

(6) 「検察官との座談会 分科会」について

有意義である	どちらとも言えない	有意義でない
3	2	1

2又は1を選んだ方は、その理由について簡潔に記載してください。

[]

(7) 「検察官との座談会 全体会」について

有意義である	どちらとも言えない	有意義でない
3	2	1

2又は1を選んだ方は、その理由について簡潔に記載してください。

[]

2 本セミナーの講義等について

本セミナーの講義等の内容について，御感想や御意見，御要望を記載してください（分かりやすかった点，あるいは逆にもう少し説明してほしかった点など）。

(1) 「刑事手続について」

[]

(2) 「通訳人から見た捜査通訳の留意点」

[]

(3) 「通訳に関する具体的事例について」

[]

(4) 「検察官から見た捜査通訳の留意点」

[]

(5) 「検察官との座談会 分科会」

[]

(6) 「検察官との座談会 全体会」

[]

3 本セミナーの日程等について

本セミナーの日程，開催場所，運営方法について，御感想や御意見，御要望を記載してください。

(1) 日程について

[]

(2) 開催場所について

[]

(3) 運営方法について

[]

4 本セミナーの内容について

今後、同様のセミナーを開催する場合、取り入れるのが望ましいと思われる講義科目、講習方法、行事等についての御意見を記載してください。

[]

5 配布資料について

本セミナーで参考配布しました「刑法入門」，「刑事手続概要」，「捜査と通訳」等の資料に関する御感想や御意見，御要望を記載してください。

[]

6 その他

その他本セミナーに対する感想がありましたら何でも結構ですので記載してください。

[]

○取組内容②

被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査

(目標値：90%超)

指 標	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
有意義とする回答の割合	97.1%	94.4%	90.1%	94.3%	96.2%	91.3%
有意義とする回答数	68	67	64	66	51	73
アンケート回答者数	70	71	70	70	53	78
参加人数	70	71	71	70	53	80

<アンケート回答内容>

研修全般の内容について			
回答内容	回答人数	割合	主な感想
有意義である	73	91.3%	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者対応のため、必要な新しい情報を得ることができた。 ・普段、被害者支援全般について学ぶ機会がないため、全体の取組を再確認することができた。 ・他庁の活動（支援員の仕事の実情）を知る機会として大変有意義である。 ・被害者参加制度や法令・法規について詳しい説明があり、勉強になった。
どちらとも言えない	3	3.8%	<ul style="list-style-type: none"> ・制度等の説明が中心であるため、具体的な取組事例の紹介があると良い。
有意義でない	0	0.0%	
無回答	2	2.5%	
不提出	2	2.5%	

参考資料

別添2-2 被害者支援担当者中央研修日程

別添2-3 被害者支援担当者中央研修に関するアンケート

被害者支援担当者中央研修日程

法務省大会議室(地下棟)

平成22年11月26日(金)	
時 間	実 施 内 容
9:45	事務連絡
10:00 ~ 10:15	開始式
10:20 ~ 11:30	講 義「被害者支援をめぐる最近の動向について」 刑事局付(総務課) 栗木 傑
11:30 ~ 13:00	昼休憩
13:00 ~ 14:15	講 義「被害者保護のための諸制度の運用と実情について」 刑事局付(総務課) 神渡史仁
14:30 ~ 15:30	講 義「関係機関・団体等と連携した被害者支援について」 内閣府犯罪被害者等施策推進室参事官 河原誉子
15:40 ~ 16:40	講 義「犯罪被害者等との接し方について」 国際医療福祉大学大学院医療福祉学研究科 臨床心理士 白井明美
17:00 ~ 17:30	フリーディスカッション (注)
17:30 ~ 18:00	事務連絡等

(注)フリーディスカッションには、栗木刑事局付、内閣府犯罪被害者等施策推進室河原参事官、国際医療福祉大学大学院白井臨床心理士が出席する。

被害者支援担当者中央研修に関するアンケート

本年度の研修は、今後の被害者支援活動に活かしていただくため、犯罪被害者支援をめぐる最近の施策の動向や関係機関・団体等の動き及び犯罪被害者等との接し方に関する講義等を行いました。

今後の研修や被害者支援業務の一層の充実を図る観点から、皆様の御意見・御感想をお聞かせください。

なお、数字を選択する質問に関しては、回答欄に数字を御記入ください。

質問・評価等		回答欄 (数字を記入)
1. 研修全体		
開催時期(11月26日)	1. 早い 2. 適当 3. 遅い (1・3の場合)適当な開催時期	
期間(1日)	1. 長い 2. 適当 3. 短い (1・3の場合)適当な期間	
内容	1. 有意義である 2. どちらとも言えない 3. 有意義でない 理由	
	今日の研修を受けて今後の被害者支援活動に活用できることはありますか。	
感想		
2. 刑事局講義(刑事局付 栗木 傑)		
時間(1時間10分)	1. 長い 2. 適当 3. 短い	
内容	1. 有意義である 2. どちらとも言えない 3. 有意義でない 理由	

3. 刑事局講義(刑事局付 神渡史仁)		
時間(1時間15分)	1. 長い 2. 適当 3. 短い	
内容	1. 有意義である 2. どちらとも言えない 3. 有意義でない	
	理由	
4. 講義(内閣府犯罪被害者等施策推進室参事官 河原誉子)		
時間(1時間)	1. 長い 2. 適当 3. 短い	
内容	1. 有意義である 2. どちらとも言えない 3. 有意義でない	
	理由	
5. 講義(国際医療福祉大学大学院医療福祉学研究科 臨床心理士 白井明美)		
時間(1時間)	1. 長い 2. 適当 3. 短い	
内容	1. 有意義である 2. どちらとも言えない 3. 有意義でない	
	理由	
6. フリーディスカッション		
時間(30分)	1. 長い 2. 適当 3. 短い	
内容	1. 有意義である 2. どちらとも言えない 3. 有意義でない	
	理由	
7. 来年度の研修で希望する講義等の内容及びその理由		
講義等の内容		
理由		
8. その他, 御意見等がございましたら, 御自由にお書きください		

○取組内容③

広報活動の実施回数

(目標値：1,200回超)

指 標	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
広報活動の実施回数	667回	717回	828回	1,087回	1,339回	1,287回

平成22年度の活動項目別広報活動実施回数・人数

活動項目別	実施回数	参加人数
出前・移動教室	677回	18,516人
講演会・説明会	386回	10,056人
模擬裁判	89回	2,772人
イベントの実施・参加	65回	1,537人
その他	70回	1,304人
合 計	1,287回	34,185人

・出前教室

検察庁職員が学校等に出向いて、司法の役割、刑罰や刑事裁判の意義及び裁判員制度の説明を行うとともに検察活動の意義・役割についての説明や質疑応答のほか、広報ビデオの上映などを行うもの

・移動教室

検察庁等において、検察庁職員が裁判員制度の説明を行うとともに検察活動の意義・役割についての説明や質疑応答のほか、庁舎見学、広報ビデオの上映、模擬取調べなどを行うもの

・講演会、説明会

一般人や企業等を対象とし、検察庁職員が講師となり、裁判員制度や司法の役割、検察活動の意義・役割について説明を行うほか、質疑応答や広報ビデオの上映などを行うもの

・模擬裁判

一般人や学生等を対象に、裁判官、検察官、弁護士、被告人、証人等の役を割り振り、あらかじめ用意された架空の事件について、実際の刑事裁判手続に則って審議を進め、判決に至るまで演じるもの

平成 22 年度政策評価書要旨

(法務省Ⅱ-5-(3))

施策名	矯正施設 ¹ の適正な運営に必要な民間開放の推進 (評価書42頁)				
施策の基本目標	過剰収容に伴い増加する業務量に適切に対応し、かつ、矯正処遇の充実を図るために民間委託 ² を推進することとし、増員幅を抑制しつつ必要な要員を確保する。				
取組内容	既存の民間委託の取組に加え、被収容者の性質等に留意しながら民間開放を推進し、民間のノウハウやアイデアを活用した矯正処遇について更に充実させるとともに、運営コストの削減を図る。				
施策の予算額・執行額	区分	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予 算 額 (百万円)	14,487	14,507	15,356	15,705
	執 行 額 (百万円)	14,423	14,380	/	/
関係する法令、施政方針演説等(主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号） ○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号） ○構造改革特別区域法（平成14年法律第189号） ○構造改革特区基本方針（平成15年1月24日閣議決定） ○公共サービス改革基本方針（平成20年12月19日閣議決定，平成22年7月6日改定） ○国の行政機関の定員の純減について（平成18年6月30日閣議決定） ○平成22年度以降の定員管理について（平成21年7月1日閣議決定） ○経済財政改革の基本方針2008について（平成20年6月27日閣議決定） 				

測定指標	取組内容	指標1 (民間の創意工夫による再犯防止を踏まえた矯正処遇の充実)	実績値
		新たな職業訓練及び改善指導プログラムの項目数：29項目増加 【別添のとおり】	
	目標値等	新たな職業訓練及び改善指導プログラムの項目数の増加：4項目以上	
	指標2 (競争の導入による公共サービス改革に関する法律に基づく民間委託対象刑事施設における運営経費の削減)	実績値	
<ul style="list-style-type: none"> ○静岡刑務所並びに笠松刑務所における総務業務及び警備業務に係る業務委託 約54,397千円削減 (契約期間である7年間の合計) ○静岡刑務所，笠松刑務所並びに黒羽刑務所における作業業務，職業訓練業務，教育業務及び分類業務に係る業務委託 約152,861千円削減 (契約期間である7年間の合計) 			
目標値等	国が実施した場合に想定される必要経費と比較して削減		

<p>施策に関する 評価結果</p>	<p>目標の達成状況</p>	<p>競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「公共サービス改革法」という。）に基づく民間委託対象刑事施設（静岡刑務所、笠松刑務所及び黒羽刑務所）において、例えば、職業訓練については、洗濯技能科において、クリーニング師の資格取得を可能とするため、一般リネン工場における主力機器と同等の高性能洗濯機が導入されたことにより、資格取得を目的とした職業訓練の実施が可能となった。また改善指導については、ワークブック形式による認知行動療法的プログラム等が導入されたことにより、全受刑者を対象とした改善指導の実施が可能となった。このように、民間事業者から、既存刑事施設の設備や整備の制約を踏まえた上で、民間のノウハウやアイデアを活用した提案がなされたことにより、新たな職業訓練及び改善指導プログラムについては、黒羽刑務所で10項目、静岡刑務所で9項目、笠松刑務所で10項目の合計29項目の増加を図ることができ、目標は十分に達成している。</p> <p>また、静岡刑務所並びに笠松刑務所における総務業務及び警備業務に係る業務委託契約に関しては、契約期間である7年間の合計で約54,397千円、静岡刑務所、笠松刑務所並びに黒羽刑務所における作業業務、職業訓練業務、教育業務及び分類業務に係る業務委託に関しては、契約期間である7年間の合計で約152,861千円、それぞれ運営経費を削減しており、必要経費の削減がなされていることから、目標は達成している。</p>
	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>【目標の達成状況の分析】 本施策については、大半の業務が平成23年1月に運営を開始したところであり、現段階においてその全てを評価することは困難であるため、現段階の評価に過ぎないが、公共サービス改革法の趣旨である公共サービスの質の維持向上及び経費の削減に関し、一定の効果が認められている。ただし、事業者の決定から業務開始までの期間がわずか1か月間であり、官民双方で十分な準備期間を確保できなかったこと、また、複数施設における同種業務を一括して委託対象としたにもかかわらず、施設ごとに業務実施方法が異なっていることなど、発注方法等に改善の余地があり、新たに事業を実施するに当たっては、これらを解決することにより、更なる効果が期待される。</p> <p>【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】 公共サービス改革法及び「平成22年度以降の定員管理について」（平成21年7月1日閣議決定）の趣旨を踏まえ、平成22年度事業の実施状況を検証するとともに、シェアード・サービス（業務集約化）による効率的な委託を可能とするためのBPR（業務実施方法等の見直し）についても併せて検討しつつ、委託業務の内容、被収容者の性質等に留意しながら、官民競争入札又は民間競争入札の対象の拡大等について、引き続き検討を行う。</p>
<p>政策評価懇談会 の知見の活用</p>	<p>1 実施時期 平成23年7月26日</p> <p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要</p>	

	<p>ア〔意見〕 「目標期間終了時点の総括【目標の達成状況の分析】」において、施設ごとに業務実施方法が異なっていることなど、発注方法等に改善の余地があるとの記載があるが、どのような課題があったのか。</p> <p>イ〔反映内容〕 本事業では、複数施設における業務を一括して発注したものであるが、特に総務系事務の支援業務について、支援の対象となる業務の実施方法が施設間で異なっていたことから、今後一括発注によるメリットを最大限に活かすためには、業務の実施方法の標準化を図ることが必要と考えられた。</p>		
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>なし</p>		
<p>備考</p>	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成24年度予算概算要求への反映内容】 既存の民間委託について、委託業務の見直しを反映させた結果、経費の縮減を図った。</p>		
<p>所管部局</p>	<p>矯正局総務課</p>	<p>評価実施時期</p>	<p>平成23年8月</p>

*1 「矯正施設」

刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院，少年鑑別所及び婦人補導院を総称する言葉。

*2 「民間委託」

「民間委託」とは、刑事施設の運営に係る業務の民間委託のほか、PFI手法を活用した施設整備の推進についても含んだものである（「PFI」とは、公共施設等の建設，維持管理，運営等を民間の資金，経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のことであり，民間委託の手法の一つ。Private Finance Initiativeの略。）。

別添

職業訓練及び改善指導実施状況一覧

○職業訓練

訓練科目	訓練定員	期間／年回数	取得可能な資格
調理師科(基礎科)	黒羽 40名 静岡 36名 笠松 28名	12ヶ月／年1回	(調理師免許受験の実務時間)
調理師科(応用科)	黒羽 20名 静岡 16名 笠松 12名	12ヶ月／年1回	(調理師免許受験の実務時間)
洗濯技能科	黒羽 50名 静岡 40名 笠松 30名	12ヶ月／年1回	クリーニング師
環境整備科	黒羽 15名 静岡 10名	黒羽 6ヶ月／年2回 静岡 12ヶ月／年1回	(ビルクリーニング技能士受験可能程度の知識・技能習得)
D I Y科	笠松 6名	12ヶ月／年1回	
農園芸科	黒羽 15名	8ヶ月／年1回	日本農業技術検定3級
コールセンター科	笠松 10名	6ヶ月／年1回	秘書検定3級
ネイリスト科	笠松 6名	3ヶ月／年2回	(ジェルネイル技能検定3級程度の知識・技能習得)
社会復帰科	黒羽 15名	6日／年24回	
情報ビジネス科	静岡 10名	12ヶ月／年1回	(ビジネス能力検定2級程度の知識習得)

○改善指導

プログラム名称	実施施設：実施人数	期間／年回数
ファンダメンタルプログラム	こころのトレーニング 黒羽：全受刑者 静岡：全受刑者 笠松：全受刑者	12ヶ月／年1回
	仕事ワーク 黒羽：全受刑者 静岡：全受刑者 笠松：全受刑者	12ヶ月／年1回
反犯罪性思考プログラム	黒羽：15名まで 静岡：15名まで 笠松：15名まで	3ヶ月／年1回
アディクションコントロール	黒羽：15名まで	3ヶ月／年1回
作業療法	リハビリスポーツ 笠松：10名まで	3ヶ月／年1回
	つくろうプログラム 静岡：10名まで	3ヶ月／年1回

平成 22 年度政策評価書要旨

（法務省Ⅱ-6-（1））

施策名	保護観察対象者等 ¹ の改善更生 （評価書46頁）				
施策の基本目標	更生保護活動を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図る。				
取組内容	①保護観察対象者に対する処遇の充実強化を図る。 ②更生保護施設の積極的な活用を通じ、保護観察対象者等の自立更生を促進する。				
施策の予算額・執行額	区分	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予 算 額（百万円）	11,607	11,693	11,841	11,159
	執 行 額（百万円）	10,388	10,356	/	/
関係する法令、施政方針演説等（主なもの）	○「更生保護法」（平成19年法律第88号） ○「更生保護事業法」（平成7年法律第86号） ○「犯罪から子どもを守るための対策」（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定） 保護観察所においては、平成18年度から導入した性犯罪をした仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に対する処遇プログラムの充実を図るなど、性犯罪者に対する保護観察を充実強化している。 ○「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定） ・第2-2-④刑務所出所者等の就労先の確保 「地域全体で協力雇用主の拡大を推進する都道府県刑務所出所者等就労支援推進協議会の設置・活用により、地域の経済団体等と連携して刑務所出所者等を雇用する企業を支援する仕組みを整備するなど、製造業や商業に加え、農業等も含めた幅広い産業分野における就労先の確保と円滑な雇用を促進する。」 ・第2-2-⑧保護観察における処遇の充実強化 「処遇に特段の配慮を要する保護観察対象者に対する保護観察官の直接処遇の実施や直接的関与の強化及び保護観察における特定の犯罪的傾向の改善を目的とする各種処遇プログラムの充実により、再犯防止対策を推進する。」				

測定指標	取組内容	指標1 （性犯罪者処遇プログラム ^{*2} 受講者の受講前後の問題性の変化）	実績値
		①	別添（別表1）のとおり
		目標値等	プログラム受講者の問題性（評点 ^{*3} の平均）が低下すること
		指標2	実績値

	(保護観察終了者に占める無職者の割合)	別添(別表2)のとおり
	目標値等	対前年減
	指標3 (社会参加活動 ^{*4} 参加者を対象とする有益性に関する調査)	実績値 別添(別表3)のとおり
	目標値等	処遇効果が確認できた参加者の割合が80%超
	参考指標1 (性犯罪者処遇プログラム受講者数及び受講者中の再犯者数)	実績値 別添(別表4)のとおり
	参考指標2 (協力雇用主 ^{*5} の数)	実績値 別添(別表5)のとおり

測定指標	取組内容②	指標1 (全更生保護施設の保護率(年間の収容保護人員/年間の収容可能人員))	実績値					
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
			75.1%	75.7%	74.6%	75.0%	75.4%	76.5%
		目標値等	対前年度増					
		指標2 (更生保護施設における専門的自立促進プログラム(SST, 酒害・薬害教育等)の年間実施延べ人数)	実績値					
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		6,458人	7,885人	7,927人	7,954人	8,390人	8,538人	
目標値等	対前年度増							

施策に関する評価結果	<p>目標の達成状況</p> <p>取組内容①の指標1において、性犯罪者処遇プログラム(以下「プログラム」という。)では、性犯罪を許容する認知、問題解決スキル、他人への共感性などの点を評点とし、問題性の程度を点数化しているため、プログラム受講前後の評点を比較して、改善を判断することができる。指標1では、評点が低下していることから、プログラムの受講の結果、改善がされたと認められる。なお、平成19年9月から平成22年末までの期間、プログラム受講者数2,982人のうち、再犯者数は57人であった(参考指標1)。</p>
------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>指標2については、対前年比で無職者の割合は微増し、目標を達成できなかった。これは、近年の厳しい経済・雇用情勢により、保護観察対象者等が自力で就労することが一層困難になっていることが大きく影響しているものと考えられる。</p> <p>また、仮釈放者についてみると、保護観察終了者のうち、保護観察歴の多い者や年齢が高い者の方が無職者の割合が高く、再犯を重ねたり、高齢であることが就労を更に困難にしていることがうかがわれる上、仮釈放者に占める高齢者の割合が上昇していることもその一因であると考えられる。</p> <p>しかしながら、法務省と厚生労働省との連携により実施している刑務所出所者等総合的就労支援対策により毎年2,000人を超える就労を確保し、かつ、地域の経済団体等に働きかけを継続したことにより、新たに700以上もの協力雇用主を確保できた（参考指標2）。</p> <p>指標3については、調査結果によれば、多数の社会参加活動参加者に、自己有用感、達成感、社会性の獲得、規範意識の醸成が認められた。</p> <p>取組内容②の指標1については、全更生保護施設の年間保護率は、平成19年度に若干低下したものの、平成20年度以降は対前年度増であり、指標2については、更生保護施設における専門的自立促進プログラムの年間実施延べ人数は、平成17年度以降対前年度増であった。</p>
<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>【目標の達成状況の分析】</p> <p>保護観察対象者に対する処遇の充実強化及び更生保護施設の積極的な活用を通じた保護観察対象者等の自立更生の促進のいずれの取組についても達成されており、「更生保護活動を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図る」との基本目標は達成された。</p> <p>性犯罪者処遇プログラムでは、受講後において評点の低下が明らかであり、認知行動療法の技法等を取り入れたプログラムは、プログラム受講者の問題性の改善に有効であるといえる。</p> <p>また、社会参加活動参加者を対象とする有益性に関する調査では、社会参加活動は、対人関係技能の習得、社会性の獲得等に効果的な手法であり、調査の結果から有益性が認められる。</p> <p>保護観察終了者に占める無職者の割合は、増加傾向にあり、背景には、昨今の雇用情勢の悪化があるものと考えられる。仮釈放者についてみると、保護観察歴の多い者や年齢が高い者の方が無職者の割合が高い。また、無職の保護観察対象者の再犯率は、有職者に比べ高水準であることなどからも、就労支援の実施は保護観察対象者等の改善更生のために不可欠な措置である。</p> <p>全更生保護施設の保護率及び更生保護施設における専門的自立促進プログラムの年間実施延べ人数では目標を達成している。これは、近年、更生保護施設職員に対する研修を充実強化したことにより、同職員の処遇能力が向上し、その結果、</p>

	<p>更生保護施設の処遇内容が充実したことによるものである。このことから、保護観察対象者等の改善更生を図るために有益な取組であったと認められる。</p> <p>【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】</p> <p>就労支援と就労先の確保の重要性から、法務省と厚生労働省との連携による就労支援対策を推進し、矯正施設収容中から釈放後の職場定着に至るまでの継続的な支援を充実させる。また、民間事業者である協力雇用主を開拓し、無職の保護観察対象者等の社会的受け皿を拡大する必要がある。</p> <p>さらに、昨今の厳しい経済社会情勢等を踏まえると、今後も、刑事施設等を出所しても、行き場がなく、自力では改善更生が困難な者が高水準で推移するものと考えられることから、更生保護施設での受入れ態勢を強化していく必要がある。</p> <p>保護観察対象者等の改善更生を促進し、再犯を防止して社会を保護することは、国民や社会のニーズに沿うものであることから、引き続き本施策を実施し、更なる改善更生の促進については再犯防止を図っていく必要がある。</p>		
<p>政策評価懇談会の知見の活用</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施時期 平成23年7月26日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 意見なし。 		
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>○評価の過程で使用したデータや文献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「性犯罪者処遇プログラム受講前と受講後の評点の状況に関する調査」 (保護局観察課, 平成23年3月作成, 平成22年1月～平成22年12月) ・「性犯罪者処遇プログラム受講者数及び受講者中の再犯者数に関する調査」 (保護局観察課, 平成23年3月作成, 平成19年9月～平成22年12月) ・「社会参加活動参加者を対象とする有益性に関する調査」 (保護局観察課, 平成23年4月作成, 平成22年4月～平成23年3月) ・「協力雇用主の数に関する調査」 (保護局更生保護振興課, 平成23年5月作成, 平成19年4月1日～平成23年4月1日) ・「更生保護法人等事業成績等報告書」 (保護局更生保護振興課, 平成17年4月1日～平成23年3月31日) 		
<p>備考</p>	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成24年度予算概算要求への反映内容】 消耗品数量の見直し及び旅費単価等の見直しを図ることにより、経費を削減した。</p>		
<p>所管部局</p>	<p>保護局観察課, 更生保護振興課</p>	<p>評価実施時期</p>	<p>平成23年8月</p>

*1 「保護観察対象者等」

保護観察対象者，更生緊急保護対象者。

*2 「性犯罪者処遇プログラム」

自己の性的欲求を満たすことを目的とする犯罪に当たる行為を反復する傾向を有する保護観察対象者に対し，心理学等の専門的知識に基づき，性犯罪に結び付くおそれのある認知の偏り，自己統制力の不足等の自己の問題性について理解させるとともに，再び性犯罪をしないようにするための具体的な方法を習得させ，上記傾向を改善するプログラム。

*3 「プログラム受講者の問題性（評点）」

性犯罪に結び付く問題性（性に関する誤った考え方，再び性犯罪をしないための動機付け，具体的計画の不足等）を点数化して評価するものであり，問題性が大きいほど高得点となる。

*4 「社会参加活動」

保護観察対象者に有益な社会的諸活動を直接体験させて，社会の一員としての自覚を高め，自立性や社会性をはぐくむことを目的とする処遇方法の一つ。

*5 「協力雇用主」

犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない保護観察対象者等をその事情を理解した上で雇用し，改善更生に協力する民間の事業主。

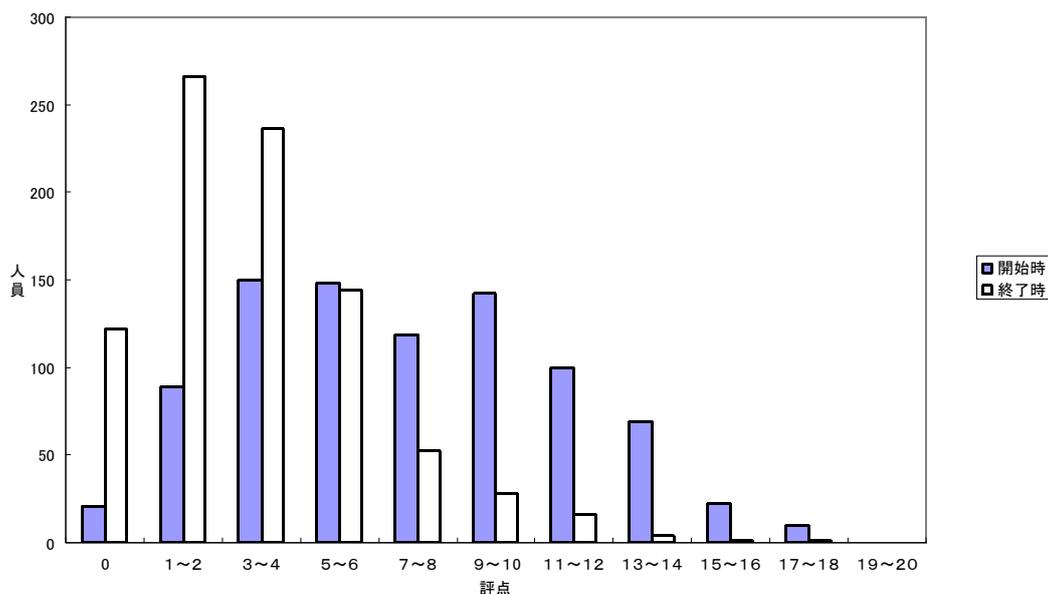
別添

別表1〔指標1〕 性犯罪者処遇プログラム受講者の受講前後の評点の状況（目標値：プログラム受講者の問題性（評点の平均）の低下）

	受講前	受講後
評点（平均）	7.2点	3.3点

（保護局調査による。速報値）

コア・プログラム終了者の受講前後の評点の状況



（注）平成22年1月から同年12月までに、性犯罪者処遇プログラムを終了した870名に対し、プログラム受講開始時及び受講終了時に、性犯罪リスク要因に関する評価項目のチェックを行い、各評価項目の問題性の程度を点数化した。

別表2〔指標2〕 保護観察終了者に占める無職者の割合及び無職者数

（目標値：対前年減）

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
全体	21.4% 9,622人	20.0% 8,561人	19.8% 8,104人	23.7% 9,316人	24.2% 9,109人
保護観察処分少年	12.6% 2,551人	11.0% 2,055人	10.6% 1,862人	12.9% 2,151人	11.7% 1,895人
少年院仮退院者	22.7% 1,102人	18.7% 830人	20.3% 803人	22.6% 879人	21.8% 842人
仮釈放者	27.5% 4,171人	26.5% 4,011人	26.3% 3,936人	32.4% 4,653人	35.3% 4,828人
保護観察付執行猶予者	38.6% 1,798人	37.6% 1,665人	34.5% 1,503人	38.1% 1,636人	39.4% 1,544人

（平成22年は速報値）

(注1) 表中上段は無職者の割合，下段は無職者数を示す。

(注2) 保護観察終了時の職業が不詳の者を除く。

(注3) 無職者は，定収入の有る無職者，学生・生徒，家事従事者を除く

本数値は，保護統計年報により算出しているもの。

別表3〔指標3〕 社会参加活動参加者を対象とする有益性に関する調査結果(平成22年度)

質問事項	意見の内容	割合
(1) 自己有用感についての質問	「今日は，人から感謝されたり，頼りにされたりしてうれしかった。」等	90.2%
(2) 達成感についての質問	「今日の活動をしている自分も悪くないと感じた。」等	95.6%
(3) 社会性についての質問	「今日の活動では，他の人といろいろと話をすることができた。」等	89.3%
(4) 規範意識についての質問	「今日の活動に参加して，これまでの自分の行いで悪かったところを直そうと思った。」等	89.3%

(注) 平成22年4月以降に社会参加活動に参加した保護観察対象者225人に対して行った調査結果を集計したもの。

別表4〔参考指標1〕 性犯罪者処遇プログラム受講者数及び受講者中の再犯者数(平成22年)

		平成22年末までの累計人員
受講者数		2,982人
うち再犯者数		57人

(保護局調査による。速報値)

(注1) 「受講者数」は，平成19年9月から平成22年末までの期間中に性犯罪者処遇プログラムの受講を開始した者の人員を示す。

(注2) 「再犯者数」は，性犯罪者処遇プログラムを受講後，上記期間中に性犯罪(強姦，強制わいせつ等)により起訴等された者(保護観察終了後に再犯をした者を含む。)の人員を示す。

別表5〔参考指標2〕 協力雇用主の数

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
協力雇用主数	5,750	6,556	7,749	8,549	9,346
被雇用者数	655人	685人	435人	505人	570人

(注) 本調査は，保護観察所を対象として各年4月1日現在の状況を調査しているもの。

平成22年度政策評価書要旨

（法務省Ⅱ-6-（3））

施策名	医療観察対象者 ^{*1} の社会復帰 （評価書53頁）				
施策の基本目標	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保し、医療観察対象者の社会復帰の促進を図る。				
取組内容	関係機関相互間の連携確保により、地域社会における処遇を充実強化する。				
施策の予算額・執行額	区分	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予 算 額（百万円）	282	237	247	256
	執 行 額（百万円）	246	195	/	/
関係する法令、施政方針演説等（主なもの）	○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）				

測定指標	取組内容	指標 （保護観察所長の申立てによる処遇終了決定 ^{*2} 件数）	実績値				
			18年	19年	20年	21年	22年
			2件	17件	38件	50件	59件
	目標値等	対前年増					
	参考指標 （地域社会における処遇に携わる関係機関による会議（ケア会議 ^{*3} ）の開催回数）	施策の進捗状況（実績）					
	18年	19年	20年	21年	22年		
	149回	464回	799回	1839回	2096回		

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>指標の保護観察所長の申立てによる処遇終了決定件数は、対前年増の目標を達成している。また、参考指標のケア会議の開催回数も毎年増加している。</p> <p>医療観察対象者の円滑な社会復帰を促すためには、地域社会における処遇の三本柱である、①医療、②精神保健観察、③援助が適正に実施される必要がある。医療とは、指定通院医療機関に通院することである。精神保健観察とは、継続的な医療を確保することを目的として、保護観察所の社会復帰調整官が必要な指導等を行うものである。援助とは、医療観察対象者が地域社会において安定した生活を営んでいくために必要な精神保健福祉サービス等を受けることである。</p> <p>これらを適正かつ円滑に実施するために、保護観察所は、</p>
------------	---------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>関係機関と協議して医療観察対象者ごとに処遇の実施計画を定めている。各機関は、この実施計画に基づいて処遇を実施することとされており、保護観察所は、実施計画が有効に機能するよう、関係機関の協力体制を整備し、医療観察対象者の情報共有や処遇方針の統一を図ることなどを目的としたケア会議を実施して相互の緊密な連携の確保に努めているところである。</p> <p>参考指標のとおり、ケア会議の開催回数は毎年増加していることから、関係機関相互間の連携に関する取組は、十分になされていると評価でき、地域社会における処遇が充実強化されているといえる。その結果、保護観察所や関係機関から十分な支援等を受けて社会復帰を実現した医療観察対象者が増加している。これらの者について、保護観察所長が医療観察法による医療の必要性について慎重に検討し、その必要性がないと認められる者について速やかに処遇終了の申立てを行っているため、処遇終了決定件数も毎年増加しているものといえる。</p> <p>また、医療観察制度施行後、現在までの5年間は一貫して精神保健観察事件数が増加しているところ、精神保健観察係属事件数に占める保護観察所長の申立てによる処遇終了決定件数の割合は毎年増加している（別添参照）。このことから、定められた期間よりも早期に社会復帰を実現した者の割合が増えているといえ、地域社会における処遇が適正かつ円滑に実施されていることが分かる。</p>
	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>【目標の達成状況の分析】</p> <p>各指標から、関係機関相互間の連携が確保され、地域社会における処遇が充実強化されていることが分かり、本取組内容が医療観察対象者に対する処遇上、非常に有効に機能しているため、定められた期間よりも早期に社会復帰を果たす医療観察対象者が増加しているといえる。よって、本取組内容は、施策の基本目標である医療観察対象者の社会復帰の促進に有効であり、着実にその成果が現れているといえる。</p> <p>【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】</p> <p>施策の基本目標は着実に達成されているものと考えられることから、今後も、関係機関相互間の連携を確保し、地域社会における処遇の充実強化を図ることとする。</p>
<p>政策評価懇談会の知見の活用</p>	<p>1 実施時期 平成23年7月26日</p> <p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要</p> <p>〔意見〕</p>	<p>医療観察対象者の社会復帰については、本報告書記載の数字上は円滑に実施されていることが分かるが、現場のニーズが埋もれていないか。現在の予</p>

	算枠組みで対応できているのか。 〔反映内容〕 医療観察制度における地域処遇の充実強化のために、現場のニーズを踏まえ、適切な事件処理体制の整備及び必要な経費の確保等に努めていくこととする。		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	なし		
備考	【行政事業レビュー点検結果の平成24年度予算概算要求への反映内容】 備品更新計画等の見直し及び旅費単価等の見直しを図ることにより、経費を削減した。		
所管部局	保護局総務課精神保健観察企画官室	評価実施時期	平成23年8月

*1 「医療観察対象者」

心神喪失又は心神耗弱の状態（精神の障害のために善悪の区別がつかないなど、通常の刑事責任を問えない状態のことをいう。）で重大な他害行為を行った者が医療観察制度の対象となる。重大な他害行為とは、殺人、放火、強盗、強姦、強制わいせつ（これらの未遂を含む。）、傷害（軽微なものは対象とならないこともある。）に当たる行為をいう。

*2 「保護観察所長の申立てによる処遇終了決定」

保護観察所長は、精神保健観察中の者について、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するために心神喪失者等医療観察法による医療を受けさせる必要があると認めることができなくなった場合は、指定通院医療機関の管理者と協議の上、直ちに、地方裁判所に対し、本法による医療の終了の申立てをしなければならないとされており、同申立てについて裁判所がその決定をしたもの。

*3 「ケア会議」

保護観察所が開催し、地域処遇に携わる関係機関の担当者や医療観察対象者本人及びその保護者が参加して、処遇を実施する上で必要となる情報を共有するとともに、処遇方針の統一を図っていく会議のこと。

別添

○精神保健観察係属事件数に占める保護観察所長の申立てによる処遇終了決定件数の割合

	処遇終了 決定件数	精神保健観察 係属事件数	割合(%)
18年	2	122	1.6
19年	17	247	6.9
20年	38	364	10.4
21年	50	465	10.8
22年	59	524	11.3

平成22年度政策評価書要旨

（法務省Ⅱ－7－（1））

施策名	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施 (評価書57頁)				
施策の基本目標	破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。				
取組内容	<p>①オウム真理教の活動状況を明らかにし、国民の不安感の解消・緩和を含む公共の安全の確保に寄与するため、オウム真理教に対する観察処分^{*1}を適正かつ厳格に実施する。</p> <p>②公共の安全の確保に寄与するため、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。また、情報収集及び分析・評価能力を向上させる。</p>				
施策の予算額・執行額	区分	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予 算 額 (百万円)	2,640	2,323	2,152	2,085
	執 行 額 (百万円)	2,613	2,297	/	/
関係する法令、施政方針演説等(主なもの)	<p>○公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）第3条</p> <p>○破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第27条</p> <p>○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条、第7条、第29条</p> <p>○テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）</p> <p style="padding-left: 20px;">・第3－6－⑯ 関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等</p> <p>○第164回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成18年1月20日）</p> <p style="padding-left: 20px;">「テロの未然防止を図るため、情報の収集・分析、重要施設や公共交通機関の警戒警備等の対策を徹底いたします。」</p> <p>○カウンターインテリジェンス^{*2}機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年8月カウンターインテリジェンス推進会議決定）</p> <p style="padding-left: 20px;">「カウンターインテリジェンスに関する情報の収集・共有、カウンターインテリジェンス意識の啓発、事案対処、管理責任体制の構築について、政府統一的に取り組むものとする。」</p> <p>○第169回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成20年1月18日）</p> <p style="padding-left: 20px;">「テロとの闘いや大量破壊兵器の不拡散問題に積極的に取り組みます。」</p> <p>○官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）</p> <p style="padding-left: 20px;">・2－（2）－① 対外的情報収集機能の強化</p> <p style="padding-left: 40px;">「国際テロ、大量破壊兵器拡散、北朝鮮等の問題に関する情報は、我が国の安全保障又は国民の安全に直接かかわるところであり、その収集は喫緊の課題であって、これらの国や組織の意図を把握する必要性は増大している。」</p> <p style="padding-left: 20px;">・2－（2）－② その他の情報収集機能の強化</p>				

「我が国及び国民の安全・安心を確保するため、北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集能力を更に強化する。(公安調査庁)」
 ○犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）

・第6 テロの脅威等への対処

4-① テロの未然防止に向けた国内外における情報収集・分析機能の強化

4-② カウンターインテリジェンス機能の強化

6-① サイバーテロ・サイバーインテリジェンス³⁾に関する対策の強化

7-① 大量破壊兵器及び関連物資・技術等の拡散防止に向けた体制の強化等

8-② 拉致容疑事案等への対応強化のための情報収集・分析機能の強化

○第174回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成22年1月29日）

「拉致問題については、新たに設置した拉致問題対策本部のもと、すべての拉致被害者の一日も早い帰国を実現すべく、政府の総力を挙げて最大限の努力を尽くしてまいります。」

○情報セキュリティ2010（平成22年7月22日情報セキュリティ政策会議決定）

・Ⅱ-1-(1)-サイバーテロへの対処に係る国際連携の強化-ウ)

サイバーテロに関する諸外国関係機関との連携の強化

「サイバーテロへの対策を強化するため、諸外国関係機関との情報交換等国際的な連携を強化するなどして、攻撃主体・方法等に関する情報収集・分析を継続的に実施する。」

・Ⅱ-1-(2)-対処に資する情報の収集・分析・共有体制の強化-エ)

サイバーテロの予兆の早期把握と情報収集・分析の強化

「サイバーテロへの対策を強化するため、サイバー空間におけるテロの予兆等の早期把握を可能とする態勢を整備し、攻撃主体・方法等に関する情報収集・分析を継続的に実施する。」

○第177回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成23年1月24日）

「拉致問題については、国の責任において、すべての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現するため、全力を尽くします。」

測定指標	取組内容 ①	指標1 (活動状況及び危険性の解明(立入検査の実施回数等))	実績値				
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		実施回数	19	18	19	23	15
		施設数	62	41	36	35	50
		動員数	883	683	628	682	705
		別添1のとおり					
		目標値等	—				
		指標2 (関係地方公共団体の長か	実績値				

	らの調査結果提供請求への対応状況（所要日数）		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		請求を行った関係地方公共団体数	16	17	22	18	19
		提供回数	48	46	53	49	58
		平均所要日数	37.5	56.1	38.8	30.1	20.1
目標値等		所要日数を過去5年間の平均所要日数（40.0日）より短縮					

測定指標	取組内容②	指標1 （提供情報の正確性、適時性、迅速性）	実績値					
		別添2-1のとおり						
		目標値等	—					
		指標2 （ホームページへのアクセス件数）	実績値					
			19年度	20年度	21年度	22年度		
		アクセス件数	155,752	105,507	133,722	165,357		
		目標値等	10万件以上					
		指標3 （カウンターインテリジェンス啓発研修への参加者に対するアンケート結果）	実績値					
			20年度	21年度	22年度			
別添2-2のとおり								
目標値等	研修の有効性を認める旨の研修参加者の回答が90%以上							

施策に関する評価結果	<p>目標の達成状況</p> <p>取組内容①について、平成22年度は、オウム真理教（以下「教団」という。）に対する観察処分の実施のため、団体規制法に基づき、教団施設に対する立入検査を合計15回、延べ50施設、公安調査官延べ705人を動員して実施した。また、教団から4回にわたり報告を徴取し、教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原彰晃こと松本智津夫（以下「麻原」という。）の影響力、危険な教義の保持等）を明らかにした（詳細は別添1参照）。平成22年度の関係地方公共</p>
------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>団体の長からの調査結果提供請求への対応では、19関係地方公共団体の長から延べ55回にわたり情報提供の請求を受け、延べ58回にわたり情報提供を行い、請求から提供までの平均所要日数は20.1日であったことから、「平均所要日数40.0日より短縮する」という指標2の目標を達成したと評価できる。</p> <p>取組内容②について、平成22年度は、国内外の情勢について正確・適時・迅速な関連情報の収集・分析に注力し、情勢の変化に応じて柔軟に対応するとともに、緊急性の特に高い情報は随時、政府・関係機関へ直接提供した（詳細は別添2-1参照）。また、平成22年度の公安調査庁ホームページにおいて、「最近の内外情勢」、「内外情勢の回顧と展望」及び教団に対する団体規制法の施行状況等に関する情報を掲載し、それらのアクセス件数は、165,357件であり、「アクセス件数10万件以上」とする指標2の目標を達成したと評価できる。カウンターインテリジェンス啓発研修への参加者に対するアンケート結果では、研修の有効性を認める旨の研修参加者の回答が95.8パーセントであったことから、「研修の有効性を認める旨の回答90%以上」とする指標3の目標を達成したと評価できる。</p>
<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>【目標の達成状況の分析】</p> <p>取組内容①において、教団施設に対する立入検査を実施して、教団の活動状況及び危険性を明らかにし、取組内容②において、緊急性の特に高い情報は随時、政府等へ直接提供し、また、当庁のホームページに「最近の内外情勢」等を掲載するなどの達成状況から、公共の安全の確保を図るという施策の基本目標については、おおむね達成したと考える。</p> <p>取組内容①については、立入検査によって公安調査官が教団施設の内部を直接見分し、教団の実態を把握するとともに教団から徴取した報告の真偽を検証することにより、教団の活動状況及び危険性を明らかにできた。また、関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求に対しても、当庁が可能な限り迅速に対応したことは、国民の不安感の解消・緩和に資するものであった。</p> <p>取組内容②について、我が国の公共安全を確保するため、その時々の情報ニーズに応じた情報を適時・適切に関係機関に提供することができた。また、国民に対する情報提供の状況についても、当庁ホームページへのアクセス件数は増加傾向にあった。情報収集及び分析・評価能力向上のための態勢強化の取組の一環としてのカウンターインテリジェンス啓発研修についても、研修の有効性を認める旨の研修参加者の回答も95.8パーセントであった。</p> <p>以上の結果を踏まえ、いずれの取組内容についても、有効性、効率性が高いものとする。</p> <p>【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】</p> <p>オウム真理教は、現在なお、無差別大量殺人行為を行った</p>

	<p>首謀者である麻原を崇拜し、その影響を強く受けているなど、依然として本質的な危険性を保持していることから、教団の活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止していく必要性が高い。また、平成22年度は、法務大臣や公安調査庁長官等に対して、2 地方公共団体及び1 団体から、教団に対する活動の規制強化等を求める要望書等が提出されるなど、教団に対しては、教団施設が存する地域の住民等が依然として不安感を抱いており、今後もその不安感を払拭する必要がある。そのため、団体規制法の規定に基づき引き続き教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施するとともに、調査結果の提供についても、提供先の関係地方公共団体からの要望に迅速に対応する必要がある。</p> <p>また、国際テロや北朝鮮の動向、大量破壊兵器拡散の問題など、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸念事項となる問題も依然として存在する。そのため、今後とも国内外の情報の正確・適時・迅速な収集・分析に注力した上で、情勢の変化に応じて柔軟に対応し、その時々々の情報ニーズに応じた情報を政府・関係機関に提供する必要がある。また、国民に対する情報提供の状況確認のための「ホームページへのアクセス件数」の目標値設定、情報収集及び分析・評価能力向上のための態勢強化の一環として実施している「カウンターインテリジェンス啓発研修」についても継続して実施する必要がある。</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

政策評価懇談会の知見の活用	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施時期 平成23年 7 月26日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 意見なし。
---------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○評価の過程で使用したアンケート調査等</p> <p>・「カウンターインテリジェンス啓発研修への参加者に対するアンケート結果」は、公安調査庁総務部総務課において保管している。 (公安調査庁総務部総務課、平成23年 5 月作成、対象期間：平成22年 4 月1 日～平成23年 3 月31日)</p>
---------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成24年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>旅費について、出張回数や単価を見直し、経費の削減を行った。また、調査用機材の調達数量や単価の見直し、情報料の見直しなどにより、更なる経費の削減を図った。</p> <p>システム機器借料について執行実績を反映し、経費を削減した。また、保守料についてその必要性を見直し、経費の削減を図った。</p>
----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

所管部局	公安調査庁総務部総務課	評価実施時期	平成23年 8 月
------	-------------	--------	-----------

*1 「観察処分」

過去に無差別大量殺人行為を行った団体が現在も危険な要素を保持している場合に、当該団体の活動状況を継続して明らかにするために行う処分で、具体的な内容は、①公安調査庁長官が当該団体から一定の事項について定期の報告を受けること（報告徴取，団体規制法第5条第2項，第3項及び第5項），②当該団体の活動状況を明らかにするために公安調査官に必要な調査をさせること（任意調査，同法第7条第1項），③当該団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると認められるときに，団体が所有又は管理する土地又は建物に立ち入って，必要な物件を検査すること（立入検査，同法第7条第2項）。

なお，観察処分に基づく調査の結果については，関係地方公共団体の長から請求があったときは，これを提供することができる（同法第32条）。

*2 「カウンターインテリジェンス」

外国による諜報活動を阻止し，情報漏えいその他の国益を害する事態を予防する活動。

*3 「サイバーインテリジェンス」

サイバー空間における諜報活動。

別添 1

【取組内容①】

〔指標 1〕 活動状況及び危険性の解明（立入検査の実施回数等）

以下のとおり、教団に対する観察処分を厳正に実施した。

○教団からの報告徴取

公安調査庁長官は、平成22年5月、8月、11月及び平成23年2月の4回にわたり、教団から、教団の役職員及び構成員の氏名及び住所、教団の活動の用に供されている土地及び建物の所在及び用途、教団の資産等の事項等について報告を受けた。

立入検査及び教団からの報告徴取等により、教団については、

- ・平成22年12月31日現在、国内に出家信徒約500人、在家信徒約1,000人、ロシア連邦内に信徒約200人を擁し、また、国内に15都道府県下31か所の拠点施設及び約80か所の信徒居住用施設、ロシア連邦内に数か所の拠点施設を確保している
- ・現在においても依然として、麻原及び麻原の説く教義が教団の存立の基盤をなしていると認められ、麻原が、その活動に絶対的ともいえる影響力を有している
- ・教団の活動に反対する勢力や悪業を積む者を殺害することも正しいなどとする、殺人を暗示的に勧める内容を含む「綱領」を保持している
- ・組織拡大に向けて活発な活動を展開している
- ・組織体質は、依然として閉鎖的・欺まんの的である

ことなどが明らかになるとともに、教団の活動状況を継続して明らかにする必要が認められた。

別添 2

【取組内容②】

1 「指標 1」提供情報の正確性、適時性、迅速性

破壊的団体等に関する調査及びその過程で得られた情報を提供するため、以下の項目を実施した。

(1) 情報収集及び分析・評価能力の向上

- ・官邸を始めとする政府・関係機関との連絡を密に行うなどして、情報ニーズの把握に努め、情報収集の的確性・迅速性の向上を図った。
- ・本庁において分析担当調査官による各種会議、検討会、外部の有識者との意見交換等を定期的あるいは随時に開催し、国際テロや北朝鮮問題等の重要課題に関する現状、情勢認識、今後の対応等について協議・検討することにより、分析・評価能力の向上を図った。
- ・これらの各種会議、検討会等の結果を本庁内関係部署、各公安調査局及び各公安調査事務所にフィードバックし、公安調査官の専門的知見の向上を図り、適時・的確な情報収集及び分析・評価能力の向上を図った。
- ・外国関係機関等との更なる関係強化を図り、種々の重要課題に関するより頻繁・詳細な情報・意見の交換を行い、情報収集及び分析・評価能力の向上を図った。
- ・北朝鮮関係では、平成22年3月の韓国哨戒艦沈没事件、同年11月の韓国・延坪島砲撃事件などによって軍事的緊張が高まったことから、こうした事態に応じて、関連情報の収集・分析態勢を強化した。さらに、担当調査官の増員によって調査体制を強化し、情報収集能力の向上を図った。
- ・国際テロ関係では、テロ組織等に関する証拠の準備を担当する「国際破壊活動対策室」を平成19年4月に本庁に新設して以降も、国内外の関係機関との協力関係を一層強化するなど、国際テロ関連立証体制を整備することで調査態勢を強化し、情報収集能力の向上を図った。
- ・平成22年11月に開催されたアジア太平洋経済協力（APEC）首脳会議及び関連会合の安全開催に寄与するため、「日本APEC関連特別調査本部」（平成21年11月20日設置）の下、国際テロ調査体制を地方レベルでも拡充・整備するなど、調査態勢を強化した。
- ・カウンターインテリジェンス関係では、担当調査官を対象として各種研修を実施するなど、外国情報機関による我が国での情報収集活動の実態解明に向け、情報機関員の疑いのある者の特定やこれらによる情報収集活動の実態把握等に努めた。
- ・大量破壊兵器拡散関係では、国内外の関係機関との緊密な情報交換を実施した。
- ・サイバーテロ関係では、担当調査官を対象として各種研修を実施するなど、サイバー空間におけるテロの予兆等の早期把握を可能とする態勢の整備を進めた。また、諸外国関係機関との情報交換を行うなどして、サイバー攻撃の主体・方法等に関する情報収集・分析を継続して実施した。
- ・中国関係では、平成22年9月の尖閣諸島沖における中国漁船衝突事件などの事態に応じて、関連情報の収集・分析態勢を強化した。
- ・ロシア関係では、平成22年11月のメドヴェージェフ大統領の北方領土訪問を始め、ロシア政府関係者の北方領土訪問が相次いだことを受け、関連情報の収集・分析態勢を強化

した。

(2) 破壊的団体等に対する調査

破壊的団体等に対する調査のため、以下の取組を実施した。

- ・北朝鮮関係では、朝鮮総聯の組織及び活動の実態、北朝鮮の国内情勢、対外・対日動向などに関する幅広い調査を実施するとともに、日本人拉致問題や核・ミサイル問題をめぐる動向等、我が国の公共の安全に影響を及ぼす諸活動につき情報収集を行った。

- ・国際テロ関係では、国際テロ組織の動向、国内における国際テロ組織との関連が疑われる者の存否やその活動実態、国際テロ組織関係者の我が国に対する働き掛け及び出入国の動向等の適時・的確な把握に取り組むなど、テロの未然防止のための調査を実施した。

- ・カウンターインテリジェンス関係では、我が国の政治、経済、先端技術及び軍事に関する秘匿された重要情報等の保護に資する情報の収集に努めるとともに、外国情報機関員の情報関心及び収集手法等の把握に取り組んだ。

- ・中国関係では、尖閣諸島や日中中間線をめぐる中国の党・政府・軍の動静、我が国の尖閣諸島領有に抗議する中国、香港、台湾の活動家の動向及び反日デモの動向など、我が国の主権や国益に影響を及ぼす動向について重点的に情報収集を行った。

- ・ロシア関係では、北方領土問題をめぐるロシア国内の言動等に関する情報収集に努めた。

- ・国内公安動向では、在日米軍再編問題や成田空港問題などをめぐる過激派等の動向、中国漁船衝突事件や領土問題等をめぐる右翼団体の活動等に関して調査を実施した。

- ・これらの調査に当たっては、外国関係機関等とも緊密な情報交換を実施した。

上記取組の下、迅速・的確・効率的な関連情報の収集・分析に注力するとともに、以下のとおり、それら関連情報を情報の質やニーズの緊急性に応じて適切かつ効率的に政府・関係機関等に提供することに努めた。

- ・情報収集及び分析・評価能力の向上並びに破壊的団体に対する調査を通じて収集・分析した情報については、随時、内閣総理大臣、内閣官房長官等に直接報告したほか、政府部内の各種会議（内閣情報会議、合同情報会議等）を通じ、あるいは担当官が関係機関に直接赴くなどして、迅速に提供した。

- ・出入国管理及び難民認定法に基づく、いわゆる法務大臣のテロリスト認定に適切に対応するとの観点から収集した情報について、関係機関への提供に努めた。

- ・平成22年12月に、内外の公安情勢について取りまとめた「内外情勢の回顧と展望」を公表したのを始め、随時、各種作成資料を政府・関係機関等に配付した。

2 〔指標3〕カウンターインテリジェンス啓発研修への参加者に対するアンケート結果

カウンターインテリジェンス関係では、平成20年4月から施行（一部を除く）された「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」（平成19年8月カウンターインテリジェンス推進会議決定）に基づき、職員のカウンターインテリジェンス意識啓発を目的とした研修等を実施した。

なお、平成22年度のアンケートの内容については、別添3のとおりである。

○平成20～21年度カウンターインテリジェンスに関する研修員に対するアンケート結果
 (研修全般の内容について)

	平成20年度	平成21年度	
回答区分	割合	割合	主な感想
意識が向上した	95%	97%	カウンターインテリジェンス意識が向上し有効
意識は変わらなかった	5%	3%	以前からカウンターインテリジェンスについて承知していた

○平成22年度カウンターインテリジェンスに関する研修員に対するアンケート結果
 研修内容の有効性の有無 (参考になったか, 意識の向上につながったか)

回答区分	割合	主な感想
ある	62.4%	カウンターインテリジェンスに関する意識の向上及び徹底のためには、定期的かつ反復的に研修を実施することが重要
比較的ある	33.4%	
どちらともいえない	3.5%	以前から一定レベルのカウンターインテリジェンス意識を有しており、研修による変化はなかった 実際にあったカウンターインテリジェンス事案を紹介してほしい 実際にカウンターインテリジェンス事案が発生した際の対処法を教えてほしい
比較的ない	0.2%	
ない	0.4%	

研修員 番号	
-----------	--

研修アンケート調査

以下の項目について、該当する箇所にチェック（レ）してください。

Q 1. [Redacted]

- [Redacted] [Redacted]

[Redacted]

Q 2. [Redacted]

- [Redacted] [Redacted]

Q 3. [Redacted]

- [Redacted] [Redacted]

研修内容への評価

Q 4. [Redacted]

- [Redacted]
-

Q 5. 研修内容の有効性の有無（参考になったか、意識の向上につながったか）

- ある 比較的ある どちらともいえない 比較的ない ない
-

Q 6. 意見等 ⇨ Q 4～Q 5において、「どちらともいえない」以下の評価をマークした場合は、その理由も記載願います。

[Large empty rounded rectangular box for comments]

平成22年度政策評価書要旨

(法務省Ⅲ-9-(3))

施策名	債権管理回収業の審査監督 (評価書68頁)				
施策の基本目標	債権回収会社について必要な規制を行うことにより、債権管理回収行為等の適正を図る。				
取組内容	①債権回収会社の業務の適正な運営を確保するために、債権回収会社に対する立入検査の実施率の向上を図る。 ②債権回収会社の業務の適正な運営を確保するために、前回立入検査において指摘した問題点（指摘事項）につき、債権回収会社が自主的に有効な改善措置を講じた率（自主的改善率）の向上を図る。				
施策の予算額・執行額	区分	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予 算 額 (百万円)	9	11	10	10
	執 行 額 (百万円)	9	10	/	/
関係する法令、施政方針演説等(主なもの)	○債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）				

測定指標	取組内容	指標 (債権回収会社に対する立入検査実施状況(実施率=実施会社数÷営業会社数×100))【別添(別表1)のとおり】	実績値					
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		①	37.9%	37.6%	40.0%	35.6%	41.6%	43.3%
		目標値等	対前年度比増					
		参考指標 (債権回収会社に対する立入検査事業所数)	実績値					
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
		41か所	41か所	49か所	55か所	47か所	50か所	

測定指標	取組内容	指標 (債権回収会社に対する立入検査における対象指摘事項*1の改善状況(自主的改善率=対象改善事項数÷前回立入検査対象指摘事項数×100))【別添(別表2)】	実績値					
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		②	90.9%	70.6%	72.2%	57.5%	73.9%	78.1%

	のとおり】						
	目標値等	対前年度比増					
	参考指標 1 (立入検査における指摘事項全体の自主的改善率)【別添(別表3)のとおり】	実績値					
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		65.0%	49.0%	45.8%	42.5%	54.8%	67.0%
	参考指標 2 (立入検査における指摘事項数)	実績値					
17年度		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
77件		87件	146件	119件	136件	79件	
参考指標 3 (債権回収会社に対する行政処分件数)	実績値						
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
	0件	2件	2件	1件	6件	2件	

施策に関する 評価結果	目標の達成状況	<p><取組内容①></p> <p>平成22年度における債権回収会社に対する立入検査の実施率は、前年度の41.6パーセントから43.3パーセントに向上し、実績値において、目標値(対前年比増)を達成している。</p> <p>立入検査の実施率を見ると、おおむね前年度の実施率を上回っているが、平成20年度の実施率は減少している。</p> <p>これは、同年度に実施した立入検査は、本店のみならず支店等に対しても検査を実施するケースが多かったことから、検査実施の会社数が減少したことによるものである。</p> <p><取組内容②></p> <p>平成22年度における債権回収会社に対する立入検査における対象指摘事項の自主的改善率は、前年度の73.9パーセントから78.1パーセントに向上し、実績値において、目標値(対前年比増)を達成している。</p> <p>平成20年度の自主的改善率が低下している理由としては、①経済活動の多様化等により生じてきた多種多様な債権が特定金銭債権(債権回収会社に取り扱うことのできる債権)に該当するか否かの判断で誤りが生じやすかったこと、②経済情勢の悪化等の影響から、利益確保を重視するあまりコンプライアンス面が軽視されたため、内部監査等が十分に行われなかったことのために、自主的改善が図られないケースがあったことが考えられる。</p> <p>法務省は、このような事態を受けて、平成20年度に立入検査を行った債権回収会社のうち自主的な改善能力が十分に備</p>
----------------	---------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>わっていないと認められる7社に対し、同20年度から21年度にかけて行政処分を行い、これを公表するなどの取組を行った。</p> <p>平成22年度における自主的改善率の向上及び立入検査における指摘事項数（参考指標2）の減少の原因は、債権回収会社各社において、公表された上記行政処分やその理由等进行分析することにより、内部統制態勢等の充実による業務の適正化が図られたことなどが考えられる。</p>
<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>【目標達成状況の分析】</p> <p>取組内容①及び②の目標値を達成しており、「債権回収会社について必要な規制を行うことにより、債権管理回収行為等の適正を図る。」という施策の基本目標も全体として達成されたものとする。</p> <p>また、取組内容①及び②は、債権回収会社の業務改善につながる立入検査の実施に関する指標を利用したものであり、前記基本目標の達成のために有効かつ効率的であるといえる。</p> <p>すなわち、立入検査の結果、法令違反行為又は法令違反につながるおそれのある不適切な行為が判明した場合には、必要に応じて業務改善命令等の行政処分を発令し、これを公表している。行政処分を公表することは、検査対象会社のみならず、他の債権回収会社に対しても業務態勢の自主的な改善を促すという効果がある。</p> <p>また、立入検査の結果、行政処分までは必要ないと判断した事案であっても、不備事項があった場合には、これを書面で具体的に指摘し、その原因分析及び改善策の構築を自主的にを行うことを求めている。</p> <p>このように、立入検査の実施は、検査結果を踏まえた行政処分の発令とその公表や不備事項の指摘といった措置につながるものであり、検査対象会社はもちろん他の債権回収会社に対しても、自主的な業務改善を促す効果を有している。</p> <p>上記のような効果を有する立入検査の実施に関する指標を利用した取組内容①及び②は、「債権管理回収行為等の適正を図る」という前記施策の基本目標を達成するために有効かつ効率的なものと考えられる。</p> <p>【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】</p> <p>債権回収会社に対する立入検査は、問題の早期発見と適正な業務運営の確保を図る上で根幹となるものといえる。サービサー制度が確立し10年超となるが、今後は、更に効果的な立入検査の実施方法を検討していくとともに、債権回収会社が自主的かつ実効性のある改善を図ることができるよう指導することにより、債権回収会社の業務の適正な運営を確保することとしたい。</p>

<p>政策評価懇談会の知見の活</p>	<p>1 実施時期 平成23年7月26日</p>
---------------------	------------------------------

用	<p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要</p> <p>ア〔意見〕 「目標の達成状況」において、平成20年度において債権回収会社に対する立入検査における指摘事項の自主的改善率が低下した理由が記載されているが、どのような問題が現場で起きていて、どういうことを減らそうとしているのか、それについて、どのように改善されたのかを具体的に記載しなければ分からないのではないか。</p> <p>〔反映内容〕 立入検査における指摘事項について、具体的に原因あるいは改善策を記載することは、個社の問題や個別の指摘事項に関わることから、抽象的な記載にとどめている。今後は、御指摘を参考にして、個社の特定につながらない範囲で具体的な記載ができるよう、表現ぶりを工夫したい。</p> <p>イ〔意見〕 債権回収会社に対する立入検査における対象指摘事項の自主的改善率目標値が対前年度比増となっているが、通常、監督官庁からの指摘事項については、100パーセント近くの改善になるのが当然の前提であり、対前年度比増であったから目標を達成したというのは、評価として甘すぎるのではないか。</p> <p>〔反映内容〕 立入検査における対象指摘事項については、債権回収会社から自主的に策定した改善策の提出を受けているところであるが、従前は改善策の内容面やその実施面において不十分なところがあったことは否めない。そこで、現在は、提出された改善策の内容を吟味して、これを実効性のあるものにするべく厳格な指導を行っている。</p> <p>今後も厳格な指導・監督を行うことにより、一層の自主的改善率向上に努めたい。</p>
---	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○評価の過程で使用したデータや文献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「債権回収会社に対する立入検査実施状況に関する調査」 (大臣官房司法法制部審査監督課, 平成23年5月作成, 対象期間: 平成17年4月1日～平成23年3月31日) ・「債権回収会社に対する立入検査における対象指摘事項に関する調査」 (大臣官房司法法制部審査監督課, 平成23年5月作成, 対象期間: 平成17年4月1日～平成23年3月31日) ・「債権回収会社に対する行政処分に関する調査」 (大臣官房司法法制部審査監督課, 平成23年5月作成, 対象期間: 平成17年4月1日～平成23年3月31日)
---------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成24年度予算概算要求への反映内容】 債権管理回収業の審査監督に必要な法令集の必要部数を見直し、印刷製本に係る経費の節減を図った。</p>
----	---------------------------------------------------------------------------------------------

所管部局	大臣官房司法法制部審査監督課	評価実施時期	平成23年8月
------	----------------	--------	---------

*1 「対象指摘事項」

債権回収会社に対する立入検査における指摘事項は、①業務規制に関する指摘事項（法第17条乃至19条関係）、②特定金銭債権の審査に関する指摘事項（法第2条関係）、③債権回収会社の業務範囲に関する指摘事項（法第12条関係）、④法定帳簿に関する指摘事項（法第20条関係）、⑤受取証書に関する指摘事項（法第15条関係）、⑥他法令の遵守に関する指摘事項の6種類に類型化することができる。

上記6類型のうち、①から③までは、当該指摘事項が改善されないことにより、債務者等に対して被害を与えるおそれや、およそ債権回収会社として適正な業務運営を確保し得ないおそれが高い事項であることから、これらを対象指摘事項とした。

別添

別表1 債権回収会社に対する立入検査実施状況（取組内容①）

項目\年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
実施会社数(a)	36社	38社	40社	37社	42社	42社
営業会社数(b)	95社	101社	100社	104社	101社	97社
実施率(a/b)	37.9%	37.6%	40.0%	35.6%	41.6%	43.3%

※ 別表1は、当該年度末現在において許可を得て営業を行っている債権回収会社数(b)に対する立入検査を実施した債権回収会社数(a)の割合を示したものである。

別表2 債権回収会社に対する立入検査における対象指摘事項の改善状況（取組内容②）

項目\年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
対象改善事項数(a)	20件	12件	13件	23件	34件	25件
前回立入検査対象指摘事項数(b)	22件	17件	18件	40件	46件	32件
自主的改善率(a/b)	90.9%	70.6%	72.2%	57.5%	73.9%	78.1%

※ 別表2は、前回立入検査対象指摘事項数(b)に対する改善事項数(a)の割合を示したものである。

※ 対象指摘事項とは、脚注に記載した指摘事項の6類型のうち、当該指摘事項が改善されないことにより、債務者に対して被害を与えるおそれや、およそ債権回収会社として適正な業務運営を確保し得ないおそれが高い事項である①業務規制に関する指摘事項、②特定金銭債権の審査に関する指摘事項、③債権回収会社の業務範囲に関する指摘事項をいう。

別表3 債権回収会社に対する立入検査における指摘事項全体の改善状況（取組内容②・参考指標1）

項目\年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
全体改善事項数(a)	39件	25件	27件	37件	66件	65件
前回全体検査対象指摘事項数(b)	60件	51件	59件	87件	125件	97件
自主的改善率(a/b)	65.0%	49.0%	45.8%	42.5%	52.8%	67.0%

※ 別表3は、前回指摘事項数全体(b)に対する改善事項数全体(a)の割合を示したものである。

平成22年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成23年8月

担当部局名：人権擁護局総務課

施策名	人権の擁護 (評価書74頁)		政策体系上の位置付け Ⅲ-10-(1)
施策の概要	人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、人権が尊重される社会の実現に寄与する。		
予算額	平成22年度予算額：3,507百万円	評価方式	総合評価方式
政策評価の結果の概要	<p>1 Jリーグ等スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動については、多くの出場者がある公式戦等の試合会場において、人権についての必要性・重要性を広くアピールすることができたほか、テレビや新聞による報道等、二次的効果もあつた活動であり、有益な活動であると評価できる。</p> <p>また、全国中学生人権作文コンテストについては、全中学校数の半数以上の中学校から応募があり、しかも、平成22年度は過去最高の応募者数となつたところであり、中学3年間で全中学生の半数以上が作文を書き、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めたと考えられることから、十分な効果があつたと評価できる。</p> <p>さらに、人権啓発フェスティバルについては、90パーセント以上の人々が満足、80パーセント以上の人々が人権問題についての関心や理解が深まったと回答していること、ハンセン病に関する「夏休み親と子のシンポジウム」については、90パーセント以上の人々がハンセン病についての関心や理解が深まったと回答していることから、人権問題についての関心や理解への深まり及び偏見・差別を解消するという所期の目的に対し、十分な効果があつたと評価できる。</p> <p>2 児童、高齢者、障害のある人への虐待、配偶者やパートナーからの暴力、自殺にいたるような深刻な「いじめ」、インターネットを利用した人権侵害等の人権問題は大きな社会問題となっている状況を踏まえると、これらの問題について、緊急に施策を講じる必要があり、平成22年においては、①「子どもの人権110番」及び「女性の人権ホットライン」の活用、②「子どもの人権SOSミニレター」の全国の小・中学生への配布、③社会福祉施設等における特設相談所の開設等の施策により280,977件の人権相談を受け、人権相談等で認知した人権侵害の疑いのある事案21,500件については人権侵犯事件として対応したことから、実効的な被害者救済に役立つものとして、効果的であつたと評価できる。</p> <p>(評価結果の今後の政策への反映の方向性等)</p> <p>1 フェスティバル及びシンポジウム型の啓発活動においては、全体の参加者数の増加を目指すとともに、より地域の実情に応じた事業の実施として、幅広い地域住民に人権尊重の理念が行きわたるための方策を検討する。</p> <p>また、一昨年、内閣府行政刷新会議において、政府の広報・イベント経費は、費用対効果の徹底的な検証をする方向で取り組むよう指摘されており、イベント的要素を取り入れた啓発活動については、その効果を検証し、実施方法等の見直しについて検討する必要があるとされていることから、今後、ミニフェスティバルの実施方法等についても、見直しを検討していく。</p> <p>2 また、人権侵犯事件の端緒を把握する人権相談体制の充実強化は、人権侵害による被害者の実効的救済のために必要不可欠であり、人権相談体制の周知等に努めるとともに、国民にとってより一層相談しやすい環境の整備に努めるなど、本施策を推進していく必要がある。</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成22年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成23年8月

担当部局名：大臣官房訟務企画課

施策名	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理 (評価書106頁)	政策体系上の位置付け IV-11-(1)	
施策の概要	国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより，国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。		
予算額	平成22年度予算額：1,993百万円	評価方式 総合評価方式	
政策評価の結果の概要	<p>国の利害に関係のある訴訟を適正・迅速に追行することは，国の正当な利益を擁護するとともに，国民全体の利益と個人の権利・利益との間に正しい調和を図り，法律に基づいた行政活動の実施に寄与することにつながり，非常に重要である。</p> <p>国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正・迅速な処理を行うため，訟務担当者の研修を始めとした各種研修・打合せ会の実施，準備書面作成支援システムの活用，テレビ会議装置の活用によって訟務組織の人的・物的体制の充実・強化を図ったほか，法律意見照会制度の積極的利用の促進を図った。</p> <p>実施した上記施策は，訟務組織がこれまでに蓄積してきた裁判を適正・迅速に処理するためのノウハウをより一層向上させているということができ，限られた行政資源で適正・迅速な訴訟追行をすることができるという点で効率的である。</p> <p>また，上記施策の実施により，本案訴訟で地方裁判所において言い渡された第1審判決のうち，審理期間が2年以内であったものの率は，前年度を下回っているものの，依然として80パーセントの高率を維持している。これは，いずれの施策も訴訟追行の適正・迅速化に一定の効果として反映されたものと考えられ，各施策が的確かつ有効な手段であったといえる。</p> <p>(評価結果の今後の政策への反映の方向性等)</p> <p>上記のとおり，必要性，効率性，有効性のいずれにおいても相応に評価することができることから，適正・迅速な訴訟追行のため，引き続き，訟務担当者の育成と人的・物的資源の充実強化等の体制整備及び各行政機関等との協力関係の一層の充実・強化を図ることとする。また，法律意見照会制度の積極的運用及び同制度の利用促進のための周知活動を引き続き実施することとする。</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋) 国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため，裁判の迅速化や刑事裁判に国民が参加する裁判員制度の導入など，我が国の司法制度の在り方を半世紀ぶりに改めました。今後は，制度の着実な実施を図ってまいります。
	第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説	平成17年1月21日	

平成22年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成25年8月（平成23年度は中間報告） 担当部局名：入国管理局総務課入国管理企画官室

施 策 名	出入国の公正な管理 (評価書113頁)		政策体系上の位置付け V-12-(1)
施 策 の 概 要	不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するため、新たな在留管理制度の創設に係る法令の整備を始めとする施策を行うとともに、我が国の国際協調と国際交流を推進し、我が国社会の健全な発展を目指す。		
予 算 額	平成22年度予算額：12,163百万円	評 価 方 式	総合評価方式
政 策 評 価 の 結 果 の 概 要	<p>1 不法滞在者等を生まない社会の構築及び共生社会の実現に向けた取組 出入国管理行政においては、在留管理と違法行為への取締りをより厳正かつ効果的に行うと同時に、適法に我が国に滞在する外国人が適正な行政サービスを受受することができ、日本人と安心して共生できる社会を構築することが求められている。</p> <p>そこで、基盤となる新たな在留管理制度の施行に向けた政令等の検討を行ったほか、摘発体制の強化を始めとする総合的な不法滞在者対策を強力に推進し、安全かつ安心な社会の実現に貢献するなど、その必要性・効率性・有効性が認められる。</p> <p>2 円滑な出入国審査を実施することによる国際交流の増進 現在我が国においては、政府を挙げて観光立国の実現に向けた取組を進めているところであり、円滑な出入国審査を実施することにより国際協調と国際交流を増進し、観光立国実現に貢献することが求められている。</p> <p>入国審査待ち時間短縮に向けた取組は一定の成果を挙げており、その必要性・効率性・有効性が認められる。</p> <p>(評価結果の今後の政策への反映の方向性等)</p> <p>1 不法滞在者等を生まない社会の構築及び共生社会の実現に向けた取組 新たな在留管理制度の導入に向けた取組及び不法滞在者等対策を引き続き着実に進めていくことで、不法滞在者等を生まない社会の構築及び共生社会の実現に向けて取り組んでいく予定である。</p> <p>2 円滑な出入国審査を実施することによる国際交流の増進 最長待ち時間を年平均で20分以下に維持できるよう、今後も待ち時間の短縮に有効と考えられる事前旅客情報システム（APIS）、セカンダリ審査等の効率的な実施、自動化ゲートの積極的な利用の促進を推進していくこととする。また、入国審査官の機動的配置が最適であるかについて更に検証し、その上で入国審査の待ち時間を短縮するために一層の機動的な運用を図っていく予定である。</p> <p>さらに船上入国審査及び審査ブースコンシェルジュの配置の拡大を実施し、バイオメトリクス機器の機能強化のための調査研究を行うことで、システム運用の効率化を図るとともに審査時間の短縮化につなげる予定である。</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008	平成20年12月22日	外国人の在留管理に必要な情報を一元的・正確かつ継続的に把握する制度を創設し、的確な在留管理を行う。・・・（以下略）
	経済財政改革の基本方針2009	平成21年6月23日	国際競争力の高い魅力ある世界有数の観光地の形成、世界からのアクセス抜本改善（（中略）空港審査待ち時間の短縮等）（以下略）

平成22年度政策評価書要旨

(法務省VI-13-(2))

施策名	法務行政における国際協力の推進 (評価書127頁)				
施策の基本目標	国際連合に協力して行う研修・研究及び調査，並びに支援対象国の法制の維持・整備への支援のための研修や調査研究を推進し，法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供することにより，国際協力を推進する。				
取組内容	①犯罪の防止及び犯罪者の処遇の分野並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関する刑事司法運営の改善及び国際協力推進のための国際研修・セミナーを実施する。 ②国連の犯罪防止施策の強化に協力するために国際会議に参加する。 ③開発途上国などの法制の維持・整備に従事する者に対して法制度整備支援 ¹⁾ 活動の一環として行う国際研修を実施する。 ④法制度整備支援に関し，諸外国の法制等に関する調査研究を実施する。 ⑤法制度整備支援に関し，支援対象国における積極的かつ効果的な活動を推進するための専門家を派遣する。 ⑥法制度整備支援の現状とその対応策に関する国際専門家会議を開催する。				
施策の予算額・執行額	区分	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予 算 額 (百万円)	176	170	133	132
	執 行 額 (百万円)	166	158	/	/
関係する法令、施政方針演説等(主なもの)	○我が国法制度整備支援に関する基本的考え方（平成20年1月30日第13回海外経済協力会議合意事項） 「法制度整備支援は，自由，民主主義等普遍的価値観の共有による途上国への法の支配の定着，途上国の持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保，我が国の経験・制度の共有と我が国との経済連携強化の点で大きな意義を有する支援であり，海外経済協力の重要分野の一つとして，戦略的に進めていくべきである。」 ○法制度整備支援に関する基本方針（平成21年4月22日第21回海外経済協力会議） 「世界各地の開発途上国に対し，立法支援や制度整備支援を行う法制度整備支援は，良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するものであるとともに，我が国が将来に渡り，国際社会での名誉ある地位を保持していくための有効なツールであり，戦略的な支援を展開していく必要がある。したがって，政府開発援助（ODA）大綱，ODA中期政策等に基づき，（1）自由・民主主義等普遍的価値観の共有による開発途上国への法の支配の定着，（2）持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保，（3）我が国の経験・制度の共有，我が国との経済連携強化といった観点から，基本法及び経済法の分野において積極的な法制度整備支援を行うこととする。」 ○G8司法・内務大臣会議総括宣言（平成20年6月11日～13日東京会議） 「我々は，国際組織犯罪対策及び国際テロ対策について，各分野におけるG				

8各国の取組に焦点を当てるとともに、国際的な連携と協調を推し進めるための取組について議論した。また、より効果的な法制度及び法執行能力を整備する上で、助力を必要とする国に対するキャパシティ・ビルディング支援の重要性についても議論した。〈中略〉我々は、適切な二国間、地域間又は多国間のチャンネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを改めて確認する。」

○キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）

「司法制度、刑事及び関連法制並びにテロ行為を防止するための政策、手続及び体制を整備し、並びに法執行、検察、裁判、弁護及び矯正の能力を拡充するためのキャパシティ・ビルディング支援の死活的重要性に鑑み、我々はここに、適切な二国間、地域間又は多国間のチャンネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを約束する。」

測定指標	取組内容①	指標1 (研修の実施件数)	実績値					
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
			9	9	9	9	9	9
		目標値等	前年度の実績を維持					
		指標2 (研修への参加人数)	実績値					
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
			178	187	168	162	162	155
		目標値等	前年度の実績を維持					
		指標3 (研修参加者の研修に対する満足度)	実績値					
			20年度	21年度	22年度			
			別添1-1のとおり					
		目標値等	研修参加者の満足度の割合80%以上					
		参考指標 (平成22年度に実施した研修及び参加国・参加人数)	施策の進捗状況(実績)					
			別添2(別表1)のとおり、アジア・太平洋地域を中心とした諸国の刑事司法関係者を対象として、国連の重要施策や各国のニーズを踏まえて選定した各主要課題について国際研修・セミナー等を実施し、同諸国の刑事司法関係者の実務運用等に資するための知識及					

		び手法の習得に貢献した。また、東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナーをフィリピンで開催し、同諸国における法の支配と良い統治（グッド・ガバナンス）の確立に向けて取り組んだ。
--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------

測定指標	取組内容②	指標1 (国際会議への参加回数)	実績値					
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
			1	1	3	3	4	3
		目標値等	前年度の実績を維持					
		指標2 (国際会議への参加人数)	実績値					
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	2	2	5	4	8	9		
目標値等	前年度の実績を維持							
参考指標 (平成22年度に開催された国際会議及び参加人数)	施策の進捗状況（実績）							
	別添2（別表2）のとおり、国際会議に参加し、国連の犯罪防止施策の強化に協力するとともに、第12回国連犯罪防止刑事司法会議（コンGRESS）の公式ワークショップを企画・運営し、組織犯罪対策、各国のテロ対策及び国連腐敗防止条約に係る技術支援の現状等に関する情報の収集・共有を図った。							

測定指標	取組内容③	指標1 (研修の実施件数)	実績値					
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
			10	10	7	11	12	11
		目標値等	前年度の実績を維持					
		指標2 (研修への参加人数)	実績値					
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	95	75	72	114	100	104		

	目標値等	前年度の実績を維持				
	指標3 (研修参加者の研修に対する満足度)	実績値				
		20年度	21年度	22年度		
		別添3-1のとおり				
	目標値等	研修参加者の満足度の割合80%以上				
	参考指標 (研修実施件数及び参加人数)	施策の進捗状況(実績)				
		別添2(別表3)のとおり、支援対象国が行う法制度整備と人材育成に資する目的で、ベトナム、カンボジア、ラオス、中国、インドネシア、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、カザフスタン及び韓国の10か国から司法省職員、裁判官、検察官、弁護士等を招へいし、各国のニーズに応じて法案の起草や法曹養成などをテーマとした研修を実施した。研修では、講義、研修参加者の発表、質疑応答、実務家との意見交換等を実施し、各国の法制の維持・整備に従事する者の知識の習得や経験等の共有に貢献した。				

測定指標	取組内容 ④	指標1 (諸外国への調査職員の派遣件数)	実績値					
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
			1	2	4	3	5	4
		目標値等	前年度の実績を維持					
		指標2 (諸外国からの研究員の招へい人数)	実績値					
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		8	9	9	8	13	16	
	目標値等	前年度の実績を維持						
	参考指標 (I 調査職員派遣先及びその目的、II 研究員招へい対象国、その目的及び人数)	施策の進捗状況(実績)						
		別添2(別表4-1)のとおり、カンボジア、インドネシア、ラオス及び中国に対し調査職員を派遣した。内容を見ると、例えば、ラオス政府から要請を受けて実施される技術						

	<p>協力プロジェクト（法律人材育成強化プロジェクト）の開始準備のため、ラオスにおける法・司法制度運用の実情について調査を行った。この調査結果を踏まえて、プロジェクト開始時のアプローチ等を明確化・具体化するなど、ラオス政府の要請に応じるために、国際研修を含む今後の法制度整備支援の計画立案等に必要な情報を得ることができ、法制度整備支援を推進する上での基盤強化に寄与することができた。</p> <p>別添2（別表4-2）のとおり、ベトナム、韓国、中国及びインドネシアの4か国から研究員16名を招へいした。具体的には、ベトナムから最高人民検察院検察理論研究所刑事法研究課長ほか1名を招へいし、ベトナムの司法制度改革の現状と問題点、ベトナム刑事訴訟法及び人民検察院組織法改正の動向等をテーマに情報交換を行った。さらに、同国司法省次官ほか2名を招へいし、法・司法制度改革の進捗状況及び平成23年3月終了予定の技術支援プロジェクトの後継プロジェクトの在り方について協議を行った。また、韓国から韓国法制研究院研究委員ほか1名を招へいし、韓国における法分野に関する支援の現状について情報交換を行い、今後の両国の支援協力の方法について検討するなどした。その結果、今後の支援対象国に対する有効で適切な法制度整備支援に資する情報を得ることができた。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

測定指標	取組内容 ⑤	指標1 （専門家の派遣依頼件数に係る対応率） ・依頼件数、派遣件数には、同一専門家に対し、派遣期間の延長依頼があった件数を含む。	実績値					
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
			100%	100%	100%	100%	100%	100%
		依頼件数	10	11	9	4	9	13
		派遣件数	10	11	9	4	9	13
		目標値等	前年度の実績を維持					
	指標2 （専門家の派遣依頼人数に係る対応率） ・依頼人数、派遣人数は延べ人数である。	実績値						
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
		100%	100%	100%	100%	100%	100%	

	依頼人数	10	11	9	3	11	15
	派遣人数	10	11	9	3	11	15
	目標値等	前年度の実績を維持					
	参考指標 (JICA 専門家(長期・短期)等派遣先及びその目的)	<p>施策の進捗状況(実績)</p> <p>別添2(別表5)のとおり、ベトナムに2名の教官をJICA²長期専門家として派遣し、現地に常駐して支援内容の企画・立案・調整、相手国に対する各種助言等を行い、さらに、他の教官もJICA短期専門家として現地セミナーの講師等の業務に従事した。</p> <p>また、UNDP³の要請に応え、ベトナムで開催された現地セミナーに教官を派遣し、同セミナーにおける意見発表等の業務に従事した。</p>					

測定指標	取組内容 ⑥	指標1 (会議の開催回数)	実績値					
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
			1	1	1	1	1	1
		目標値等	前年度の実績を維持					
		指標2 (会議への参加人数)	実績値					
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	84	100	105	121	109	111		
目標値等	前年度の実績を維持							
参考指標 (法整備支援連絡会の開催の概要)	<p>施策の進捗状況(実績)</p> <p>別添2(別表6)のとおり、法整備支援連絡会を開催した。同連絡会では、ベトナム最高人民裁判所ハノイ控訴審裁判所副所長が「日本の支援を受けてベトナムが公布した民事訴訟法の直面している問題に関する評価」についての講演を行った。その後、「日本の法制度整備支援をどう検証・評価するか」をテーマに、国内外の法制度整備支援関係機関からの出席者によるパネルディスカッションを行い、活発な意見、情報交換が行われた。その</p>							

		結果、今後よりよい法制度整備支援活動を行っていくため、過去の活動結果に対する適正な検証・評価を行う上で、各関係機関間の協力・連携の必要性を再認識するに至った。
--	--	---------------------------------------------------------------------------------

施策に関する 評価結果	目標の達成状況	<p>取組内容①について、国際研修等の実施件数は前年度と同数であること、参加人数は国際研修等の参加国の都合等により多少増減するものの、ほぼ前年度と同数であることから、「前年度の実績を維持」したものととして、指標1及び2の目標を達成したと評価できる。また、研修参加者の研修に対する満足度は、アンケートを行うことによって測定が可能であるところ、アンケート調査結果によれば、各質問項目において、「非常に役立った。」「役立った。」又は「非常に有益であった。」「有益であった。」と回答した割合が90パーセントを超えていた。したがって、「研修参加者の満足度80%以上」とする指標3の目標を達成したと評価できる。</p> <p>取組内容②について、参加人数は前年度より増加したこと、参加回数は第12回国連犯罪防止刑事司法会議において公式ワークショップを企画・運営するため、同会議に6名もの職員を参加させたことから、前年度に比べ1回減となったが、ほぼ前年度と同数であり、「前年度の実績を維持」したものととして、指標1及び2の目標を達成したと評価できる。</p> <p>取組内容③について、実施件数は前年度を下回ったものの、参加人数については前年度より増加している。これは実施する研修が、対象国内で実施されている支援の進行状況を反映して決定されているため、実施回数が変動したもので、「前年度の実績を維持」するとした指標1及び2の目標は達成できたものと評価できる。また、研修参加者の研修に対する満足度は、アンケートを行うことによって測定が可能であるところ、アンケート調査結果によれば、各質問項目において、「習得できた。」「多くの知識を習得できた。」又は「有意義であった。」「大変有意義であった。」と回答した割合は100パーセントであった。したがって、「研修参加者の満足度80%以上」とする指標3の目標を達成したものと評価できる。</p> <p>取組内容④について、派遣件数は支援対象国での支援の進捗状況等により1件減少したが、招へい人数は前年度より増加しており、「前年度の実績を維持」するものとした、指標1及び2の目標を達成したと評価できる。</p> <p>取組内容⑤について、派遣依頼件数に係る対応率及び派遣依頼人数に係る対応率は前年度と同じ100パーセントであることから、「前年度実績を維持」するとの指標1及び2の目標を達成したと評価できる。</p>
------------------------	----------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>取組内容⑥について、会議の開催回数は前年度と変わらず、会議の参加人数は前年度を上回っており、「前年度実績を維持」するとの指標1及び2の目標は達成できたものと評価できる。</p>
<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>【目標の達成状況の分析】</p> <p>国連の施策及び取組を踏まえ、国際スタンダード及び各国の優れた制度・運用を紹介する国際研修等を実施した。また、国際会議に参加することにより、最新の国際的知見・情報を収集し、国連を始めとする関係機関との関係を強化することができた。</p> <p>また、支援対象国のニーズに応える形で実施する国際研修や国際会議の招へい等における成果が、支援対象国の法制の維持・整備等に反映された。</p> <p>したがって、国際協力を推進するという所期の目標を十分達成できたと総括できる。</p> <p>○国際連合に協力して行う研修・研究及び調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り多くの国の実情に基づく比較検討を行い、かつ、ネットワークを拡大・強化するためには、集団研修方式は妥当である。 <p>我が国の先進的な実務運用を紹介するためには、本邦において研修を行うことが適当である。</p> <p>国際研修・セミナーの参加者の満足度は目標値である80パーセントを超えており非常に有効であった。</p> <p>東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナーでは、同地域内の各国が今後取り組むべき課題を示す勧告を採択するとともに、共催機関であるフィリピン司法省と緊密な関係を構築することができ有効であった。</p> <p>国際研修・セミナーでは、発展途上国を中心に合計34か国から155名の参加を得て活発な議論が行われたことにより、各国の現状や問題点を効率的に把握できた。</p> <p>国際研修・セミナーでは、国連アジア極東犯罪防止研修所の高い知名度を利用して、トップクラスの海外専門家を招へいして講義を行うなど、質の高い内容の研修を行い、効率的に研修効果を高めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国連を始めとする国際機関、あるいは外国政府関係者との人的ネットワークを強化するためには、国際会議に直接参加して意見交換を行うことが極めて有効である。 <p>国際会議に参加することで得られた情報や人的ネットワークは、今後の国際研修等の遂行に活用できるとともに、我が国の犯罪捜査・訴追における国際協力の促進にも役立っており有効であった。</p> <p>参加した3つの国際会議は、いずれも国連主催の犯罪防止に関する重要な会議であり、我が国の刑事司法運営上の貴重な資産となった上、効率的に人的ネットワークを拡充することができ、費用に見合った効果を上げることができた。</p>

○支援対象国の法制の維持・整備への支援のための研修や調査研究

・法務省法務総合研究所で行う法制度整備支援は、相手国の立法・司法関係者と対話や協議を行い、他国や国際機関等の支援との調整・協力にも留意している。また、支援対象国の主体性・自主性を尊重し、その相手国との信頼関係を構築しながら、相手国のニーズを踏まえた支援を行うものであり、支援の成果である法律や制度を支援対象国に根付かせるための妥当な手段である。

・国際研修の参加者の満足度は80パーセントを超えており非常に有効である。

ベトナム、カンボジア等の支援対象国のニーズに応える形で実施する国際研修の参加者や国際会議の招へい研究員は、各国の立法担当職員や裁判官、検察官、弁護士等の法曹関係者であり、研修、研究の成果は、各国の法制の維持・整備及び人材育成に確実に反映された。

支援対象国の基本法令の整備や法曹等の人材育成が促進されることは、我が国の国際社会における地位向上にも貢献するものであり有効である。

・対象国に対し、支援の効果が最大限となるよう、各国の実情及び個々のニーズに応じたテーマを選定し、短期・長期専門家の派遣、本邦及び現地における研修・セミナーの開催、国際専門家会議の開催、学者や法律実務家等によるサポートなど多様な手法を有機的に組み合わせ、効率的な支援が実施されており、費用に見合った効果を上げた。

【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】

国際連合に協力して行う研修・研究及び調査については、国連との協定や「G8司法・内務大臣会議」の結果も踏まえ、今後とも、本施策を継続実施していくこととする。

なお、参加国や主要課題の選定に当たっては、国連の重要施策や開発途上国のニーズの反映に引き続き努めることとする。

また、刑事司法分野における国際協力推進の礎として、本施策を継続実施し、国際会議に積極的に参加し、最新情報の収集・共有及び人的ネットワークの拡充に努めることとする。

支援対象国の法制の維持・整備への支援のための研修や調査研究については、政府においても、平成21年4月「法制度整備支援に関する基本方針」が決定され、同年4月22日の第21回海外経済協力会議において、同基本方針が報告され了承されており、法制度整備支援をより積極的に取り組むことが求められていることから、引き続き本施策を継続実施することとする。

なお、支援対象国の基本法令の整備や法曹等の人材育成が促進されることは、我が国の国際社会における地位向上にも

	<p>貢献するものであり、今後も、支援対象国の主体性・自主性を尊重し、相手国との信頼関係を構築しながら、引き続き、相手国のニーズを踏まえた支援を行うこととする。</p> <p>また、支援の効果が最大限となるよう、各国の実情及び個々のニーズに応じたテーマを選定するなど、効率的な支援を継続実施することとする。</p>		
政策評価懇談会の知見の活用	1	実施時期	平成23年7月26日
	2	実施方法	会議
	3	意見及び反映内容の概要	意見なし。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○評価の過程で使用したアンケート調査等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修参加者アンケート調査結果は、法務総合研究所国際連合研修協力部及び同所国際協力部において保管している。 		
備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成24年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>国際連合に協力して行う国際協力の推進について、会議経過報告書等の発行部数を見直すとともに、備品、消耗品等について所要数を見直し、経費を節減した。</p> <p>また、開発途上国に対する法制度整備支援の推進について、外部講師の講義時間及び協議会開催回数を見直し、経費を削減した。</p>		
所管部局	法務総合研究所総務企画部企画課	評価実施時期	平成23年8月

*1 「法制度整備支援」

開発途上国や市場経済への移行を進める旧共産圏の国などに対して、それらの国々が進める法律の起草や法律家の育成など法制度の整備を支援すること。

*2 「JICA」

独立行政法人国際協力機構

*3 「UNDP」

国連開発計画

研修参加者アンケート調査結果（取組内容①）

指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
研修参加人数	162	162	155	
質問	回答区分※3	平成20年度	平成21年度	平成22年度
全体として、各種講義は新しい知識の習得に役立ったか。※1	多くの知識を習得することができた。	49.4%	63.0%	
	非常に役立った。			69.0% (107人)
	習得することができた。	39.9%	29.6%	
	役立った。			26.5% (41人)
	どちらとも言えない。	2.7%	0.6%	0.6% (1人)
	習得できなかった。	1.1%	0.0%	
	役立たなかった。			0% (0人)
	全く役立たなかった。			0% (0人)
無回答※5	6.9%	6.8%	3.9% (6人)	
全体として、刑事施設関係施設の見学は有益であったか。※2、※4	非常に有益であった。	58.2%	74.3%	74.2% (95人)
	有益であった。	28.1%	17.6%	23.4% (30人)
	どちらとも言えない。	3.0%	2.9%	0% (0人)
	有益ではなかった。	0.2%	0.0%	0% (0人)
	全く有益ではなかった。			0% (0人)
	無回答※5	10.5%	5.1%	2.4% (3人)
グループワークは課題の認識と今後の取組の方向性の共有に役立ったか。	非常に役立った。	40.2%	62.3%	65.8% (102人)
	役立った。	43.3%	31.5%	28.4% (44人)
	どちらとも言えない。	3.0%	0.0%	1.3% (2人)
	役立たなかった。	0.4%	0.0%	0% (0人)
	全く役立たなかった。			0.6% (1人)
	無回答※5	13.1%	6.2%	3.9% (6人)
アジア研教官や各国参加者との意見交換及び交流は有益であったか。	非常に有益であった。		75.3%	72.3% (112人)
	有益であった。		18.5%	22.6% (35人)
	どちらとも言えない。		0.0%	1.3% (2人)
	有益ではなかった。		0.0%	0% (0人)
	全く有益ではなかった。			0% (0人)
	無回答※5		6.2%	3.8% (6人)
この研修に参加したことは、自国の刑事司法の発展に有益であったか。	非常に有益であった。		68.5%	64.5% (100人)
	有益であった。		24.1%	29.7% (46人)
	どちらとも言えない。		1.2%	0.6% (1人)
	有益ではなかった。		0.0%	0.6% (1人)
	全く有益ではなかった。			0.6% (1人)
	無回答※5		6.2%	4.0% (6人)

※1 平成20年度は、「各種講義を通じて新しい知識を習得することができたか。」との質問を行った。

※2 平成20年度は、「刑事関係施設の見学は有益であったか。」との質問を行った。

※3 平成20年度と平成21年度・22年度とでは、回答区分が異なっている。

※4 東南アジア諸国のためのグットガバナンスに関する地域セミナーでは、刑事関係施設の見学を行っていないため、回答数が異なっている。

※5 アンケートを提出しなかった者については無回答に計上している。

参考資料

別添1-2 研修参加者アンケート

研修参加者アンケート

- 全体として、各種講義は新しい知識の習得に役立ったか。
 - () 非常に役立った。
 - () 役立った。
 - () どちらとも言えない。
 - () 役立たなかった。
 - () 全く役立たなかった。

- 全体として、刑事関係施設の見学は有益であったか。
 - () 非常に有益であった。
 - () 有益であった。
 - () どちらとも言えない。
 - () 有益ではなかった。
 - () 全く有益ではなかった。

- グループワークは課題の認識と今後の取組の方向性の共有に役立ったか。
 - () 非常に役立った。
 - () 役立った。
 - () どちらとも言えない。
 - () 役立たなかった。
 - () 全く役立たなかった。

- アジ研教官や各国参加者との意見交換及び交流は有益であったか。
 - () 非常に有益であった。
 - () 有益であった。
 - () どちらとも言えない。
 - () 有益ではなかった。
 - () 全く有益ではなかった。

- この研修に参加したことは、自国の刑事司法の発展に有益であったか。
 - () 非常に有益であった。
 - () 有益であった。
 - () どちらとも言えない。
 - () 有益ではなかった。
 - () 全く有益ではなかった。

別添 2

別表 1 平成22年度に実施した研修及び参加国・参加人数

研修名	件数	参加国	人数
国際研修・セミナー	3	ネパール、インドネシア、スリランカ等	56
国別・地域別研修	4	フィリピン、ケニア、中国等	49
汚職防止刑事司法支援研修	1	アフガニスタン、パキスタン、タイ等	23
東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナー	1	カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア等	27
計	9		155

別表 2 平成22年度に開催された国際会議及び参加人数

開催地	期間	会議名	人数
サルバドル	22. 4. 12～19	第12回国連犯罪防止刑事司法会議（コングレス）	6
ウィーン	22. 5. 17～21	第19回国連犯罪防止刑事司法委員会	2
ケルマイヨール	22. 12. 9～10	国連犯罪防止刑事司法（プログラムネットワーク）機関間調整会議	1
計		（3回）	9

別表 3 研修実施件数及び参加人数

招へい国	研修テーマ	件数	参加人数
ベトナム等 10か国	裁判実務の改善，法曹養成，不動産登記制度，戸籍法，刑事訴訟法改正，民事訴訟法及び民事関連法，和解・調停制度強化，企業法制の比較研究等	11	104

別表 4-1 調査職員派遣先及びその目的

対象国	派遣期間	目的
カンボジア	22. 5. 30 ～ 22. 6. 5	カンボジア現地調査（法制度整備実施に関する現状調査）
インドネシア	22. 8. 10 ～ 22. 8. 18	インドネシア現地調査（司法制度及びその運用調査）
ラオス	22. 7. 26 ～ 22. 8. 25	ラオス現地調査（司法制度及びその運用調査）
中国	23. 3. 7 ～ 23. 3. 10	日中民商事法セミナー出席（コーポレートガバナンスに関する調査・協議）

別表 4-2 研究員招へい対象国，その目的及び人数

対象国等	期間	目的	人数
ベトナム	22. 6. 21 ～ 22. 6. 25	ベトナムの司法制度改革の現状と問題，ベトナム刑事訴訟法及び人民検察院組織法改正の動向等に関する情報収集及び今後のベトナム最高人民検察院に対する支援に関する情報交換	2
韓国	22. 8. 29 ～ 22. 8. 31	アジア・太平洋監査制度セミナーでの講演	1
中国	22. 8. 29 ～ 22. 8. 31	アジア・太平洋監査制度セミナーでの講演	2
ベトナム	22. 8. 29 ～ 22. 8. 31	アジア・太平洋監査制度セミナーでの講演	1
ベトナム	22. 10. 4 ～ 22. 10. 8	ベトナムにおける今後の支援のあり方に関する協議	3

インドネシア	22. 11. 29 ～ 22. 12. 3	インドネシア法曹養成制度の現状 と同国と日本の法曹養成制度につ いて共同研究	5
韓国	23. 3. 6 ～ 23. 3. 7	日本と韓国による法分野に関する 支援協力方法の検討	2

別表5 JICA専門家（長期・短期）等派遣先及びその目的

対象国	派遣期間 (延長期間)	人数	目的
ベトナム	21. 4. 1 ～ 23. 3. 31 (22. 4. 1 ～ 23. 3. 31)	1人	法・司法制度改革支援
	22. 4. 1 ～ 23. 3. 31	1人	
カンボジア	22. 4. 1 ～ 24. 3. 31	1人	裁判官・検察官養成校民事教育改善支 援
	22. 4. 1 ～ 23. 3. 31	1人	
ラオス	22. 7. 20 ～ 23. 7. 19	1人	法律人材育成強化支援
中国	22. 5. 16 ～ 22. 5. 19	1人	終了時評価（民事訴訟法・仲裁法改善 プロジェクト）
ベトナム	22. 7. 25 ～ 11. 7. 31	1人	終了時評価（法・司法制度改革支援プ ロジェクト）
ベトナム	22. 9. 9 ～ 22. 9. 14	1人	UNDPベトナム事務所主催現地セミ ナー（最高裁における過誤判決に対す る措置）
カンボジア	22. 9. 14 ～ 22. 9. 22	2人	現地セミナー（民事裁判教育改善指導 [親族法, 親権, 相続法]）
中国	22. 11. 15 ～ 22. 11. 18	1人	現地セミナー（行政訴訟法）
ベトナム	22. 11. 21 ～ 22. 12. 1	1人	事前調査（法・司法制度改革支援プ ロジェクト[フェーズ2]）
ラオス	23. 2. 20 ～ 23. 2. 26	1人	現地セミナー（民事訴訟法及び刑事訴 訟法）
カンボジア	23. 3. 15 ～ 23. 3. 24	2人	現地セミナー（民事教育改善指導[不 法行為, 執行保全]）

別表6 法整備支援連絡会

会議名	法整備支援連絡会
開催日	平成23年1月21日(金)
開催場所	大阪会場 法務総合研究所国際協力部国際会議室(大阪中之島合同庁 舎2階)(本会場) 東京会場 法務総合研究所3階共用会議室(テレビ会議システムで 接続)
概要	法務省, JICA, 最高裁判所, 日弁連, 大学教授等の我が国の法 制度整備支援関係機関の関係者が一堂に会し, 「法制度整備支援の評価 ～新しい評価指標の可能性と課題」をテーマとしたパネルディスカッ ションを行い, 我が国の法整備支援対象国であるベトナムの最高人民 裁判所ハノイ控訴審裁判所副所長, 大学教授等が講演を行った。
参加人員	111名

研修参加者アンケート調査結果（取組内容③）

指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度
研修参加人数		114	100	104
アンケート回収数		114	100	104
アンケート回収率		100.0%	100.0%	100.0%

質問	回答区分※6	平成20年度	平成21年度	平成22年度
新しい知識を習得したか	今後の役に立つ多くの知識を習得できた。	72.8%		
	多くの知識を習得できた。	23.7%	74.0%	68.3% (71人)
	習得できた。	2.6%	25.0%	31.7% (33人)
	どちらとも言えない。		0.0%	0% (0人)
	あまり習得できなかった。	0.9%		
	習得できなかった。		1.0%	0% (0人)
	全く習得できなかった。		0.0%	0% (0人)
研修が有意義であったか	大変有意義であった。	86.8%	86.0%	82.7% (86人)
	概ね有意義であった。	13.2%		
	有意義であった。		14.0%	17.3% (18人)
	どちらとも言えない。	0.0%	0.0%	0% (0人)
	あまり参考にならなかった。	0.0%		
	有意義でなかった。		0.0%	0% (0人)
	全く有意義でなかった。		0.0%	0% (0人)

※ 平成20年度と平成21年度・22年度とでは、回答区分が異なっている。

参考資料
別添3-2 研修アンケート

研修アンケート

(各項目右端の口の該当する箇所に☑ を付けてください)

セッション名：

実 施 日：

1 研修の期間は適切でしたか？

1	長すぎた。	
2	ちょうど良かった。	
3	短すぎた。	

2 講義、協議時における教室等の環境はどうでしたか？

1	快適だった。	
2	どちらとも言えない。	
3	あまり快適ではなかった。	

3 今回の研修で新しい知識を修得できましたか？

1	多くの知識を修得できた。	
2	修得できた。	
3	どちらとも言えない。	
4	修得できなかった。	
5	全く修得できなかった。	

4 研修全般については、どうでしたか？

1	大変有意義であった。	
2	有意義であった。	
3	どちらとも言えない。	
4	有意義でなかった。	
5	全く有意義でなかった。	

ご協力に感謝します。

平成22年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成24年8月（平成23年度は中間報告） 担当部局名：民事局総務課

事業名	登記情報システム再構築事業 (評価書143頁)	政策体系上の位置付け Ⅲ－9－(1)													
事業の概要	登記情報システムについて、柔軟でコストパフォーマンス及びオープン性の高いシステムへ移行することにより、行政サービスの向上とコスト削減を図る。														
予算額	平成22年度予算額：30,389百万円	評価方式	実績評価方式												
政策評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>旧登記情報システム（以下「旧システム」という。）は、メインフレームを中心とし、特定メーカー製のハード・ソフトで構築されているため、オープンな市場で安価なハード・ソフトを選択することができず、新たな情報処理技術の活用も困難であった。そこで、柔軟でコストパフォーマンス及びオープン性の高い新たなシステム（以下「新システム」という。）へ切り替えることにより、行政サービスの向上とコスト削減を図る必要がある。</p> <p>本施策については、単にメインフレームをオープンシステムに置き換えるだけでなく、システムの設置箇所数を削減するなど、コスト効率に配慮している。</p> <p>本施策は、「登記情報システム業務・システム最適化計画」（平成16年11月19日法務省情報化統括責任者（CIO）決定、平成19年11月7日法務省情報化推進会議改定）に従って、旧システムを新システムへ切り替えることにより、運用経費の削減が見込めるとの考えから、当該経費の削減を達成目標とし、全登記所数における新システムへの切替登記所数の割合により、目標の達成度合いを判定することとしている。</p> <p>平成22年度においては、同年12月27日をもって全登記所（平成23年4月1日現在445庁）について新システムへの切替えを完了したことから、目標値（100パーセント）を達成した。</p> <p>（評価結果の今後の政策への反映の方向性等）</p> <p>新システムへの切替えは、特段の問題なく平成22年度に完了したところであり、今後は、引き続き効率的なシステム運用を推進する。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</p> <p>平成23年度における登記情報システムの運用経費を、平成15年度と同経費と比較して、約130億円削減することを達成目標とし、全登記所数における新システムへの切替登記所数の割合を測定指標とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">目標期間 (平成20～22年度)</th> <th style="width: 25%;">平成20年度</th> <th style="width: 25%;">平成21年度</th> <th style="width: 25%;">平成22年度 (達成年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標値</td> <td>約30%</td> <td>約60%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>実績値</td> <td>9%</td> <td>67%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>			目標期間 (平成20～22年度)	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (達成年度)	目標値	約30%	約60%	100%	実績値	9%	67%	100%
目標期間 (平成20～22年度)	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (達成年度)												
目標値	約30%	約60%	100%												
実績値	9%	67%	100%												
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）												
	電子政府推進計画	平成18年8月31日決定（平成20年12月25日一部改定）	各府省は、最適化対象の業務・システムについて、最適化指針及び最適化計画に基づき最適化を実施し、可能な限り早期に経費や業務処理時間の削減などの効果を発現する。												

平成22年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成23年8月

担当部局名：民事局民事第二課

事業名	地図管理業務・システムの最適化事業 (評価書147頁)		政策体系上の位置付け	Ⅲ-9-(1)																														
事業の概要	従来の紙による地図管理業務を見直し、コンピュータ処理を可能とする地図情報システムを全国展開することにより、事務処理の効率化を図るとともに国民の利便性を向上させる。																																	
予算額	平成22年度予算額：12,841百万円	評価方式	実績評価方式																															
政策評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】 〔達成目標1及び2〕</p> <p>平成22年度においては、地図等のデータ作成・移行作業を実施し、同年度末までに、全登記所のうち約99パーセントの登記所について地図情報システムを導入しており、目標をおおむね達成しているものと評価できる（なお、平成22年度末までに導入できなかったのは、東日本大震災の影響により導入の延期を余儀なくされた3庁のみであり、これらの庁についても、現地の状況を勘案しつつ、速やかに導入する予定である。）。</p> <p>また、平成18年度から平成21年度までにおける地図情報システムの運用経費の年当たりの平均は、平成17年度の同経費と比較して、年間約4億円削減されており、目標を達成している。</p> <p>（評価結果の今後の政策への反映の方向性等） 地図情報システムの導入は、予定どおり進められたところであり、今後は、引き続き効率的なシステム運用を推進する。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】 (達成目標) ①平成22年度末までに、全国の登記所に対して地図情報システムの導入を完了 ②地図情報システムの運用経費を年間約3億円程度削減 (目標期間) ①平成18年度から同22年度まで、②平成18年度から同21年度まで (測定指標、測定結果等) ①全国の登記所数に対する地図情報システム導入登記所数の割合を100%とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度 (達成年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標値</td> <td>15%</td> <td>35%</td> <td>60%</td> <td>80%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>16%</td> <td>36%</td> <td>63%</td> <td>83%</td> <td>99%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>90庁/550庁</td> <td>182庁/510庁</td> <td>311庁/490庁</td> <td>381庁/461庁</td> <td>442庁/445庁</td> </tr> </tbody> </table> <p>②平成18年度から平成21年度までにおける地図情報システムの運用経費を、地図管理システムから地図情報システムへの移行が開始される前の平成17年度と比較して、年間約3億円削減する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">平成18年度～21年度の平均（目標期間）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標値（削減額）</td> <td>約3億円</td> </tr> <tr> <td>実績（削減額）</td> <td>約4億円</td> </tr> </tbody> </table>				年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (達成年度)	目標値	15%	35%	60%	80%	100%	実績	16%	36%	63%	83%	99%		90庁/550庁	182庁/510庁	311庁/490庁	381庁/461庁	442庁/445庁	平成18年度～21年度の平均（目標期間）		目標値（削減額）	約3億円	実績（削減額）	約4億円
年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (達成年度)																													
目標値	15%	35%	60%	80%	100%																													
実績	16%	36%	63%	83%	99%																													
	90庁/550庁	182庁/510庁	311庁/490庁	381庁/461庁	442庁/445庁																													
平成18年度～21年度の平均（目標期間）																																		
目標値（削減額）	約3億円																																	
実績（削減額）	約4億円																																	
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）																															
	電子政府推進計画	平成18年8月31日決定（平成20年12月25日一部改定）	各府省は、最適化対象の業務・システムについて、最適化指針及び最適化計画に基づき最適化を実施し、可能な限り早期に経費や業務処理時間の削減などの効果を発現する。																															

平成22年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成26年8月（平成23年度は中間報告） 担当部局名：入国管理局総務課入国管理企画官室

事業名	出入国管理業務の業務・システムの最適化 (評価書152頁)	政策体系上の位置付け V-12-(1)													
事業の概要	出入国審査、在留審査及び退去強制等に関する外国人入国管理システムを始めとした各種システムについて、いわゆるレガシーシステムからオープンシステムに刷新する。														
予算額	平成22年度予算額：10,180百万円	評価方式	実績評価方式												
政策評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>諸課題に柔軟かつ迅速に対応するため、現行の業務・システムを見直す一方で、費用対効果の向上に留意しつつ、IT（情報通信技術）を最大限活用した業務・システムを取り入れ、より一層の業務の効率化・合理化を図ることは社会のニーズに合致している。加えて、出入国管理行政を取り巻く環境は日々大きく変化しているところであり、利用者の利便性の向上や負担の軽減等はもとより、観光立国実現のための入国審査の円滑化のためにも、本事業を現時点で優先して行う必要がある。</p> <p>また、出入国管理行政の円滑化と厳格化という一見相反する要請に直面している入国管理局としては、一層の業務の効率化・合理化を図るため、現行の業務・システムを見直す一方で、費用対効果の向上に留意しつつ、ITを最大限活用した業務・システムを取り入れるなど限られた行政資源で最大限の効果を挙げるべく努めている。</p> <p>さらに、「出入国管理業務の業務・システム最適化計画」における最適化工程表の工程どおりに取り組んでおり、平成22年度における取組は妥当であるほか、目標達成に向けた取組が着実に進展しており、所期の事業効果が得られているものと評価できる。</p> <p>以上のことから、その必要性・効率性・有効性が認められる。</p> <p>（評価結果の今後の政策への反映の方向性等）</p> <p>引き続き、平成24年度に導入する新たな在留管理制度の実施及び従来機能の拡充のためのシステム開発・設計等を実施していくこととしている。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">達成目標</td> <td colspan="3">出入国の管理に関する業務及びシステムを効率化の観点で見直しを行い、システム運用経費の削減を図る。（平成18年度から平成25年度までの目標）（成果重視事業）</td> </tr> <tr> <td>指標</td> <td style="width: 35%;">いわゆるレガシーシステムからオープンシステムへの刷新に伴うシステム運用経費全体の抑制効果</td> <td>目標値等</td> <td>オープンシステム・汎用ソフトウェアの導入等レガシー刷新のためのシステム再構築を通じて、現行システムと同等の機能の次世代システムの運用経費を年間38.7億円削減し、個人識別情報システム等の導入後の平成25年度におけるシステム運用経費全体の増加を年間30.1億円に抑制する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>測定結果</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </table>			達成目標	出入国の管理に関する業務及びシステムを効率化の観点で見直しを行い、システム運用経費の削減を図る。（平成18年度から平成25年度までの目標）（成果重視事業）			指標	いわゆるレガシーシステムからオープンシステムへの刷新に伴うシステム運用経費全体の抑制効果	目標値等	オープンシステム・汎用ソフトウェアの導入等レガシー刷新のためのシステム再構築を通じて、現行システムと同等の機能の次世代システムの運用経費を年間38.7億円削減し、個人識別情報システム等の導入後の平成25年度におけるシステム運用経費全体の増加を年間30.1億円に抑制する。			測定結果	-
	達成目標	出入国の管理に関する業務及びシステムを効率化の観点で見直しを行い、システム運用経費の削減を図る。（平成18年度から平成25年度までの目標）（成果重視事業）													
指標	いわゆるレガシーシステムからオープンシステムへの刷新に伴うシステム運用経費全体の抑制効果	目標値等	オープンシステム・汎用ソフトウェアの導入等レガシー刷新のためのシステム再構築を通じて、現行システムと同等の機能の次世代システムの運用経費を年間38.7億円削減し、個人識別情報システム等の導入後の平成25年度におけるシステム運用経費全体の増加を年間30.1億円に抑制する。												
		測定結果	-												
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）												
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008	平成20年12月22日	外国人の在留管理に必要な情報を一元的・正確かつ継続的に把握する制度を創設し、的確な在留管理を行う。・・・（以下略）												
	新成長戦略	平成22年6月18日	訪日外国人を2020年初めまでに2,500万人、将来的には3,000万人まで伸ばす。												